

令和 7 年 第 2 回定例会

宇検村議会会議録

令和 7 年 6 月 17 日開会

令和 7 年 6 月 19 日閉会

宇 検 村 議 会

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会

令和7年6月議会

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会会期日程

6月17日（火）開会～6月19日（木）閉会 会期 3日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第 1 日	6月17日	火	本会議（開会・一般質問・議案審議）
第 2 日	6月18日	水	本会議（一般質問）・常任委員会・全員協議会・現地調査
第 3 日	6月19日	木	最終本会議（議案審議・閉会）

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和7年6月17日

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会会議録
令和 7 年 6 月 17 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣言

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

5番 肥 後 充 浩 議員

3番 壽山 新太郎 議員

4番 海 原 隆 家 議員

1番 川 上 真 理 議員

○日程第 6 承認第 2 号 専決処分（令和6年度宇検村一般会計補正予算）について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 7 承認第 3 号 専決処分（令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算）について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 8 承認第 4 号 専決処分（令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算）に
ついて

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 9 承認第 5 号 専決処分（令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算）に
ついて

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 10 承認第 6 号 専決処分（令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予
算）について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 11 承認第 7 号 専決処分（宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任）について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 12 議案第 28号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 13 議案第 29号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 14 議案第 30号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	保 枝 力 人 君	書 記	森 妙 子 君
---------	-----------	-----	---------

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	藤 貴 文 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	辰 島 伸乃介 君
総 務 課 長	泉 清一郎 君	住民税務課長	小 松 洋 仁 君
保健福祉課長	松 井 学 君	産業振興課長	柳 栄 治 君
会 計 課 長	古 島 敦 子 君		

△ 開 会 午前９時３０分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

ただいまから、令和7年第2回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、倉本富夫議員、壽山新太郎議員を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（喜島孝行君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月19日までの3日間と決定しました。

△ 日程第３ 諸般の報告

○議長（喜島孝行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。

お目通しを願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第４ 行政報告

○議長（喜島孝行君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、令和7年第1回定例会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

3月2日、サシバGPS調査団との意見交換会を宇検村で行いました。

3月21日、鹿児島県土地改良連合会第67回通常総会が鹿児島市であり、出席いたしました。

同日、鹿児島県農地海岸保全協会役員会が鹿児島市であり、出席いたしました。

4月1日、新消防団長新元秀文氏へ辞令交付式を役場村長室で行いました。

4月9日、第1回サシバサミット実行委員会が役場会議室であり、出席いたしました。

4月14日、世界自然遺産5地域オンライン会議があり、出席いたしました。

4月16日、県庁への挨拶回りを行いました。

4月30日、地域公共交通会議を役場会議室で行いました。

5月8日、九州地区道路利用者会議7年度定時総会が佐賀県であり、出席いたしました。

5月12日、第2回国民保護連絡調整協議会総会が奄美市であり、出席いたしました。

5月20日、第66回奄美群島市町村議会議員大会伊仙町であり、出席いたしました。

5月25日、奄美×尼崎AMAフレンドシップ歓迎セレモニーが奄美市であり、出席いたしました。

5月29日、奄美群島農業農村整備事業推進協議会第1回中央要望活動が東京であり、出席いたしました。

同日、全国治水砂防協会第89回通常総会が東京であり、出席いたしました。

6月3日、宇検村防災会議を元気のでる館で行いました。

6月5日、私たちと世界自然遺産5地域会議が大阪の関西万博会場であり、出席いたしました。

6月8日、第26回中部瀬戸内・宇検会総会及び懇親会が名古屋市であり、出席いたしました。

6月11日、上智大学地球環境学研究科20周年記念シンポジウムが上智大学であり、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（喜島孝行君）

これで行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（喜島孝行君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

5番、肥後議員。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言所見を申し上げたいと思います。令和7年第2回の宇検村議会であります。新年度の予算も3月議会で承認され、執行から約3カ月になります。7年度の予算が的確に、また迅速に予算執行が行われますよう、議会議員といたしまして注視を行っていきたいと思っております。健全な村政運営が行われるよう、今後とも議会活動を行っていきたいと思います。また、今年度も議会活動といたしまして議会報告会も予定しておりますので、多くの村民の方々の意見をお聞かせくださいますよう、よろしくお願いいたします。世界においては、侵略戦争や自然災害等に多くの犠牲者が出ておりますが、犠牲者の方々に哀悼の意を表したいと思います。1日も早く平和な日常が来ることを祈願いたします。村民生活では、梅雨に入りましたが、これから空梅雨的な感じがしております。しかし、油断は禁物だと思いますので、十分に注意をお願いいたします。幸いして、宇検村においては感染症が見えません。引き続き、十分に手洗い・うがい等、感染予防対策をお願いしたいと思っております。また、熱中症対策も十分に行いながら日常生活をお願いしたいと思っております。村民みんなが健康に留意をして、健康でいつも笑顔の見える宇検村をつくっていきましょう。

それでは、一般質問に移りたいと思います。まず、赤土山の携帯電話送受信施設についてですが、令和6年9月議会において質問いたしましたが、その場所の予定地が決定したとの情報は聞いておりません。正式な情報は。先般、赤土山においてボーリング調査を行っていましたが、予定地として考えてよいのか。また、予定地であればその後の進捗はどのようなになっているのか、お答えください。

次に、村道整備についてですが、阿室屋鈍間の道路については令和5年6月の議会において質問いたしましたが、その答弁では、予算は県単道路整備災害防除事業で行うということで答弁を受けました。その後の経過及び進捗状況を教えてください。

2点目に、県道沿いの樹木の伐採についてですが、3年ぐらい前に、県道沿いの樹木を、視界の妨げになる場所においては伐採が行われました。現在はその樹木も伸びており、交通安全のためにも前回のような伐採はできないのか、お答えください。

次に、宇検船越線の改良工事についてですが、現在は養殖場の入口のところまで改良が終わっております。前回の説明では、危険な場所から順次改良を行うと聞いておりますが、計画はできているのか、教えてください。

次に、子ども議会についてですが、他の町村においても子ども議会を開催しているところがあります。本村においても開催ができないのか。我々議会議員の選挙においても無投票が続いております。中学生などが議会体験を行い、少しでも早い時期から政治に関心を持ってもらい、そのためにも子ども議会の開催ができないのか、お聞きいたします。

次に、行政報告会についてですが、前回の行政報告会は令和4年6月に行われました。その時の村

の答弁は、各区長に報告するとのことと聞いております。それから3年が経過し、多くの要望などの実施がなされたと思います。そこで、今後の行政報告会の実施計画はないのか、お答えください。

次に、防災についてですが、梅雨に入り雨が多く降っていませんが、いつ豪雨があってもおかしくない近頃気象状況であります。道路の寸断や通行止めなどがあった場合など、海上の輸送体制は必要だと思います。そこで、水上バイクの設置ができないのか。夏場の観光、レジャーでの緊急救助、救護など、いろいろな目的の使用ができると思います。村で、保有していただいても使用が可能です。借用するとなかなか手続や破損、また故障などのリスクを抱えます。そこで、水上バイクの配置、設置はできないのか伺います。あとは、通告席にて再質問したいと思います。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの肥後議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。まずはじめに、携帯電話送受信施設についての赤土山の携帯電話送受信施設の進捗状況はとのご質問ですが、5月7日から10日にかけてボーリング調査を実施し、現在は詳細設計を進めている段階です。これまでに、鉄塔建設に関する契約1件、通信施設の設計業務に関する契約3件、光回線延伸業務の委託契約1件を締結しております。今後のスケジュールとしましては、8月までに設計を完了し、9月に工事の入札、10月に着工、そして翌年の2月の完成を予定しております。当初の計画より完成が遅れておりますが、環境への配慮や景観保全との調整を慎重に行いながら事業を進めております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、村道等の整備や公共事業についての1点目の、阿室屋鈍間の事業計画の進捗状況はとのご質問ですが、阿室校区の整備については、阿室から屋鈍間の災害時における孤立集落解消を図るため、令和4年度から災害リスク調査を実施し、令和5年度に測量、設計が完了しております。令和6年度から県単道路整備災害防除事業にて用地買収を進めており、用地取得が進み次第、工事に着手する予定となっております。

次に、2点目の県道沿いの樹木等の伐採はできないかとのご質問ですが、県が管理する道路については、安全で快適な交通を確保するため、定期的なパトロールに加え、台風や豪雨等により道路交通に支障を与える恐れのある状況が発生した場合にもパトロールを実施し、路面や法面、側溝、樹木の状況など点検を実施しております。これらのパトロールにおいて確認された道路交通に支障となっている樹木については、道路維持補修、管理業務委託等で伐採を行っている」と県から説明がありました。

次に、3点目の宇検船越線の今後の計画はとのご質問ですが、村道宇検船越線は、平成27年度より、幅員狭小、線形不良区間の解消のため、社会資本整備総合交付金事業にて実施しております。計画延長は1,679m、令和6年度末時点での進捗率は31%で、延長524mを改良供用済みであります。令和7年度は、舗装200m、法面の一部改良を50m計画しております。子ども議会についてのご質問は、後ほど教育長が答弁いたします。

次に、行政報告会についての、各集落において行政報告会の開催の予定、計画は行っていないのかとのご質問ですが、令和4年度には、各集落において集落座談会として行政報告を行いました。それ以降については、毎月開催している定例の区長会にて、村民の皆様からのご意見、ご要望を受け付けております。集落座談会については、町内の体制も含め、今年度までの村民の皆様のご意見をまとめながら、令和8年度に実施いたします。

次に、防災についての、消防署に水上バイクの設置はできないのかとのご質問ですが、大島地区消防組合管内では、本部に1台、笠利分署に2台の水上バイク、ジェットスキーが配備されています。これは、奄美大島北部において観光客の水難事故が多発しており、遠浅でリーフが沖まで続く、笠利分署周辺の海水浴場では水上バイクの活用が適していると判断されたためと説明がありました。一方、宇検村においては、職員数や保管場所の確保などの課題があり、現時点での導入は難しい状況です。ただし、本村沿岸の地形は遠浅ではなく、また、水難救援会との連携も図られており、水難事故が発生した際にも迅速に対応できる体制を整えております。今後も、村民の皆様の安心・安全を確保するため、引き続き情報収集に努めてまいります。以上であります。

○教育長（村野巳代治君）

それでは、子ども議会のことについてはこちらのほうから答弁をさせていただきます。肥後議員から子ども議会の開催はできないのか、とのご質問がありましたことに対して答弁申し上げます。奄美群島内を見ても、子ども議会などを行っている自治体が7自治体あり、開催していない自治体が5自治体あります。村としましては、今後新たに村づくりに子供たちの意見を積極的に提案できるような場をつくることを考えていきたいと考えております。実施の方法としましては、従来型の子ども議会の形や、高学年生の児童、それから生徒、中学生ですね、に集まってもらい、高校生にサポーター役を担っていただき、ワークショップ形式で政策提言をしてもらうなどの実施の方法もあると思いますので、そういったものを検討しながら、来年度実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えます。そのためには、議会の皆様をはじめ、役場の全課局、そしてさらに学校等との調整も必要となりますので、関係機関、団体等全体で話し合いを行い、次年度開催に向けて本年度は具体的に協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

それでは、まず携帯電話についてですけれども、場所は杭も何も打ってなくて、囲いもしてなくて、ボーリングも終わったような形なんですけど、場所は向こうでいいんですか、というのは、前は環境省の一種地区であって、その場所が決定していないということで我々は聞いていたもので、いつ頃決まってそのボーリングを始めたのか、その辺を教えてください。

○総務課長（泉 清一郎君）

肥後議員の質問にお答えします。昨年9月議会で質問があったときには、まだ場所等決まっていな

いというお答えをさせていただきましたけども、このときは、湯湾岳、赤土山展望台から湯湾岳を見たときに、なかなか景観上アンテナが出てくるとよくないという部分があって、場所の選定を環境省とずっとやり取りをしてきました。村長答弁でもありましたとおり、5月7日から10日にかけてボーリング調査を実施していますので、その前の4月下旬ですね。その辺で場所の決定がいたしまして、5月7日から10日にボーリング調査を実施したところであります。

○5番（肥後充浩君）

ということは、もう完全に環境省との話し合いはついて、電波塔ですから、その周りの障害物とかそんなのはもちろん配慮されてそこに決定したと思うんですけども、その周りの支障木とかそんなのを切るのに対しても環境省との協議は終わっているということでもいいんですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

お答えします。今のご質問で、協議のほうについては高さが1番問題になっていまして、できるだけ低い高さにしてほしいという環境省の要望がありましたけども、こちらでも最低限必要な、電波を飛ばす上で必要な最低限の高さがありましたので、そこをもうできるだけお願いして、17.9mという高さで決定しているところです。今ご質問にあった中での協議は一応一段落しまして、8月には設計が完了して、9月から工事の入札が始まるところというスケジュールでやっているところであります。

○5番（肥後充浩君）

今回繰越で、予算も繰り越されている、1億1,700万ですかね、をしているんですけども、これだけ1年間も延びて、いろんな物価とか鉄鋼材とかそういったのが値上がりしているんですけども、この金額でこれから設計、それから鉄塔を建てる、それから光回線の、それが全部賄えるのかどうか、その辺はどうですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

お答えします。予算については、今度、繰越の予算で増額、1,300万の増額をしていますけども、それで全部事業が進むというふうに聞いております。

○5番（肥後充浩君）

あの物価高で1年間違ってきてますので、この予算は当初の、去年、1年前の予算だと思うんですけども、それでもこの金額でできるのか、その辺は検討はしてなかったんですか。もう去年の予算でするので、繰越以外に追加っていうのはなかなかできないと思うんですけども、その辺はどうですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

先ほどお話ししましたように、1,300万は増額として計上しています。一応これはもう担当のほうでやり取りした中で、単独予算を使わなくてもよいかということでちょっと話もしたところ、この中での経費で対象事業として見れるということでしたので、計上してあります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ということは、じゃあ、担当課はまた別の課になるんです、総務課じゃなくて。担当課はどこですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。担当課というわけじゃなくて、携帯電話を担当している担当と私とで協議して、その辺の事業費についてこれ以上上がらないかというところを確認した上で、この事業費で大丈夫だというふうに聞いております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

総務課長初めてですので突っ込んだ話ではないんですけども、聞いておりますっていうことは、総務課長が中に入っていないということです。聞いてますじゃなくて、その辺はちょっと、我々もこういう場で聞いてますから、聞いてますじゃなくて、自分も中に入っている話ですっていうことで締めてください。

それでは、あと3件が2月、来年の2月までには終わる。逆算すると、9月から始まるとあと4カ月、5カ月ぐらいでもう大体終わるっていうことで思っていていいんですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

繰越予算でございますので、3月までには終わらないといけないというスケジュールの中で、8月に設計完了、9月工事入札、10月に工事完了して2月に完成ということで今スケジュールを組んでおります。すみません、先ほど、聞いておりますっていう発言をしましたけども、これはちゃんと話を確認した上で私の判断で計上しているものでございます。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ村民も1番通るところですので、まだかまだかという話も我々もしょっちゅう聞いてますので、ぜひ2月までには、もっと早く完成してもいいと思いますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。確認ですけど、本当に一応来年の2月完成ということでお願いいたします。

次に、村道なんですけども、前回の会でも言いましたけども、あの時は用地取得を山の上でやっているという話だったんですけども、今回は今どういうふうに進んでいるのか、その辺をお聞かせください。もちろん、これ別予算で、平田校区の予算とは別ということで我々も聞いてましたので、その辺はまだ変わりないですね。

○建設課長（辰島伸乃介君）

お答えいたします。この阿室校区においては、県単の災害防除にて行っております。平田校区とは別になります。現在は、令和6年度で用地取得が33%となっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ということは、今33%ということは、まだまだかかるっていう予定なんですか。用地取得の目途90%ぐらいだったら工事を始めるとか、そういった目途とか、そういったのは聞いてないですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

お答えいたします。全延長区間が240mでございまして、その中に6筆ございます。6筆のうち用地買収できたのが現在のところ2筆ということになっておりまして、用地買収の状況を見ながら、工事可能な箇所から着手を行うというふうに伺っております。

○5番（肥後充浩君）

改めてなんですけども、この240mは、鉄塔があるところから始まって、屋鈍川のほうへ行って、屋鈍の休憩場、展望台みたいな見晴らしがいいのがありますよね。その、までの間の240mだったと思うんですけど、その辺は間違いないですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

阿室から上がって、鉄塔のところから240mでございます。

○5番（肥後充浩君）

私がちょっと聞いた話では、当初山を切って道路を拡幅するというような話で、あのときは禧久県議などもお越しいただいて検討したと思っていたんですけども、今現在、なんか山を削っていくんじゃなくて海岸のほうへ出すような話も聞いておりますけど、その辺は確認してますか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

その工事については、山側のほうは削らなくて防護柵ネットになります。そして、海側のほうに出して、道路を新たにつくっていくという計画になっております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。その道路幅はどれぐらいの計画になっているのか、その辺聞いてないですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

すみません。道路幅については、今資料がございますので、後ほど回答させていただきます。

○5番（肥後充浩君）

というのは、向こうのほうの改良計画が、元々片側1車線じゃなくて相互通行ができるような道路であって、危ないところだけの改良をするということで、なんか話を聞いたもんですから、できたらやっぱり片側1車線、相互で1車線ずつでこうやってできるような幅の道路が本当は欲しいんですけども、阿室から屋鈍間は危ないところだけの改良ということで、もう改良済みだという話が前聞いたんですけども、その辺をはやっぱり、せっかくするんだったら、その240m間でも片側1車線になれるような、ましてや県単ですので、ある程度まだ融通が効くと思うので、その辺は村長、聞いていましたか。

○村長（元山公知君）

以前はやはり道路を、道路がしっかり離合できるように1車線とするようにっていうことだったんですけど、それは要望ではあげてるんですけど、なかなかそれが通っていないのが現状でして。でも、しっかりとまた今回のその道路に関しても、我々からまた県のほうに要望していきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いいたします。やはり、どうして片側1車線かというと、崩れたときに、1車線だと全部片側交互通行ができる1車線ずつですと、土嚢を積んでも1車線が通行可能になるんですけども、1台しか通れないような場所だとどうしてもそこはもう通れなくなりますので、それを勘案すると、今ちょうど県単でその道路の拡幅ができる条件にあるんだったら、ぜひ強くプッシュしてもらって、ある程度崩れてきてもそこに土嚢を積んで、あと1車線で交互通行ができるような形ができますので、その辺はぜひ押してもらいたいと思いますので、村長、よろしくお願いします。どうですか。

○村長（元山公知君）

しっかりと要望していきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。前に通行止めになって船で行き来する苦しい生活をしている屋鈍の方々もいらっしゃいましたので、そういったのを少しでもリスクを下げるためにも道路は重要ですので、お願いいたします。

次に、県道沿いの樹木の伐採なんですけども、前は、そのタエン浜に行くまでの間のあの道路なども急カーブのところを全部伐採して、簡単にあっち側が見えるような、通行ができるような形になって、それぐらい伐採をしてたんですけども、今それがまた木が生えてきて、その辺ができてないので、道路維持補修管理業務委託は、確かこれは村に委託、県がしている部分だと思いますので、ぜひその辺で、観光道路としても必要なところですので、ぜひお願いしたいんですけど、そういう計画は持ってないですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

県から委譲されております県道管理除草業務委託につきましては除草のみというふうになっておりますので、その県道の樹木等については、また場所を確認して県にも要望していきたいというふうに思っております。

○5番（肥後充浩君）

確か前のときは村単がある程度入っていったんじゃないかと思うんですけども、村単独の事業でもぜひお願いしたいと思います。というのは、やっぱりあの辺はやはり海が見えて観光客も多いですし、ぜひ、その部分部分だけでもいいですので、ぜひお願いしたいと思います。それと、赤土山の展望台は近頃登って見たことありますか。登ってというか、降りて見晴らしを。村長、どうですか。

○村長（元山公知君）

近頃、いえ、近頃っていうか、1カ月前に降りて見たことがありました。

○5番（肥後充浩君）

そのときに多分、目の前に昔は写真があって、湯湾岳とかいろいろこうやって書いてある写真があったんですけど、今それ現在どうなっているかお分かりですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

あちらの看板は劣化していたため、今、改修をするために印刷会社に出して、もうすぐ納品する予定になっております。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。私もこの前、この前ってしょっちゅう見ているんですけども、それがなかったもんですから。あそこは割と観光客が多く止まって眺めているところです。もう1つお願いは、その右側のほうは、畔前の前に立つと右側のほうに草木が生えてきて、結局右側のほうは全然見えない状態なんですよ。この湯湾岳のほうは見えるんですけども、その辺は前1回伐採した経緯があるんですけども、その辺の、まだ伐採の検討などできないのか、どうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

観光施設ということで、管理は企画観光のほうが請け負っております。伐採等については国立公園内ということで様々な確認が必要だと思うんですけども、草が生えていたりとか、観光客の方がそちらを利用するのにちょっと不便な環境であったりという部分には維持管理を行っておりますが、また大きな作業についてはちょっと協議をしながら、支障があると判断した場合にはちょっと進める方向でやっていければと思っています。

○5番（肥後充浩君）

確か、前、あそこは伐採した経緯があります。ですので、一種地区だと思うんですけども、それでもやはりできるのはできますので、マングローブのところのお立ち台のあの辺も木が生えていたんですけども、やはり伐採してちゃんとマングローブが見えるような形になってますので、できないことはないと思いますので、ぜひそういったことも行うようお願いいたします。

次に、宇検船越線ですけども、あと、全体でまだ30%っていうことで、あと6割、7割の計画はできてますか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

こちらの宇検船越線については、平成27年でしたかね、に設計を行っております。全体の設計図はできております。現在のところ、令和15年度までの継続事業として要望しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

その中で、やはり1番緊急度のあるところから前はしていくっていうことだったんですけども、その辺はどのあたりなのか分かりますか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

今の船越海岸のほうから進んできまして、ある程度養殖場の事務所のあたりまで進んできましたので、その先にちょっと擁壁が倒れて欠けているところがあるんですけど、そこも今年そこに着手していきたいというふうに思っております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

あの道路は、やはり観光道路としても、それとまた慰霊碑等もありまして、そういった方、関係者の方々も通るのをよく見かけます。ですので、できたら放りやりの安全な道路づくりも、予算的には厳しいかもしれませんが、ぜひそういったバスが簡単に離合できるような道路がぜひ必要だと思うので、努力をお願いしたいと思います。その辺は、あれ1車線でやっぱり計画してるんですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

計画幅員は5mとなっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

屋鈍と一緒に、屋鈍も確か5mだったんじゃないかと思うんですけども、屋鈍は広げるようなことをまた村長にお願いしてますので、ぜひ課長も一緒になってお願いしたいと思います。あと8年で一応完成っていうことでよろしいんですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

現在は15年度までの継続事業となっておりますが、他工事との、予算の状況を見ながら、またこちらに予算回せる分があればどんどん要望して進めていきたいと思います。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ前向きな返答をもらいまして、ありがとうございます。県の予算、国の予算をガンガン取って、ぜひ早めに道路をお願いしたいと思います。

次に、子ども議会についてですけども、前向きな返答をもらいましてありがとうございます。今後の動き方としてはどういった、来年度施行したいということですけども、今後の計画的なものは持ってないでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今、現段階では計画的なものはないんですが、一応、担当職員を決めて、その担当職員を中心に話を進めていければと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

確約はできないだろうけども、ぜひ来年は教育長、できるということをお願いしてもよろしいですか。

○教育長（村野巳代治君）

先ほどの答弁のとおり、8年度に実施できるようにこれから話を進めてまいりたいと思います。学校等も関わりますので、学校等も、8年度の計画が早いところは年内から始めて、完成は大体1月、2月頃ですので、来年の早い時期までにはそういう8年度の計画が定まるように準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

本当に我々も、子供たちが早めに議会とかそういったのに興味を持ってもらって、することをぜひお願いしたいと思います。というのは、高校生になるともう投票権があります。こういった形

で、やっぱり議会をやっているんだって、自分たちがやっている1票もこういったところに役立っているんだってということがみんなに分かるような、そういうやっぱり教育を早めにしておかないと、先ほど私も言いましたけども、無投票ということがずっと続くようではちょっとやはり活性化にも不足してくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺は、2月までには、じゃあ次の3月の議会には予算には上がってこられるようなことをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

お答えします。冒頭の答弁でもお答えしましたように、教育委員会、あるいは役場、全課局だけでは決められないことなんですよ。議会の皆様方の都合もあって、時期をいつにするとかですね、そういったことと含めて、来年の2月ぐらいまでには計画を定めたいということで考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ要望として、こういった形の、やはり議会形式のほうが私はいいと思います。ワークショップもいいでしょうけども、各町村、6町村かな、7町村をやっているのは、やはりこの議事を使って、実際の形式と同じような形を取っていますので、ぜひそういった形のほうの、私が考えている、子ども議会っていうのはそういった形なので、ぜひそっちのほうで検討していただきたいんですけど、どうでしょうか。

○村長（元山公知君）

今、肥後議員のおっしゃる、この子ども議会の形もひとつであるんですけど、今肥後議員がおっしゃったように、政治に関心を持っていただくっていうことは、私たちのまた考えとしては、議員の方々が8名いたら、8名の班で、それぞれその議員の皆さんの魅力をしっかり子供たちに伝えながら、そこでこういう話し合いをしながら、議会はこういうことですよとかしながら、したやつをまたこう政策提言として挙げていただくとかいう形もまた新たな形で、そっちのほうでまたこう魅力が伝わるのじゃないかな、政治に関心を持つんじゃないかなと思ったりして、我々と今教育長とはそういう話をしながら、また、いい質問だったので、またこれよりもっと先に、子ども議会ということのこのあり方を、この対面式の、またこの子ども議会もまた1つの提案としていい提案なんですけど、またワークショップとして、皆様と一緒に協力しながらこの魅力を伝えていけるような活動ができたかなと思っただけの教育長のまた答弁でもあったと思います。お願いします。

○5番（肥後充浩君）

私が思っているのは、やはりそれはそれで大変結構なことだと思います。それに対して我々議会も協力したいと思っております。やっぱり中学生が議会体験等を通して自治体、地方自治の仕組みや村議会の役割を学習して、村政、村議への関心を深め、少しでもまちづくりの参加の意欲を高めてもらうっていうことで、今後の学校教育や生徒会活動にも活かしてもらいたいと思っただけの話なんです。やはりこういった形のところをつくってやらないと、なかなかピンとこないところもあると思います。我々も小さい頃そうだったように、全然関心ありませんでした。ですので、少しでも参

加してほしいと思っただ話で、ワークショップとかそんなのはこの会場は使わないので、実際に、2年前ですかね、は確か小学何年生から議会の傍聴に来たんですけども、そのときは一般質問とかそういういったなかったですので、確か議会の雰囲気だけを見て、やはりそういったことで、今後、行政や議会に対して、自分たちもなりたいていうの方々が、やっぱり1人でも宇検村のためになるってことをする、したいていう方を、子供たちを増やすためにもぜひ、他の町村もやっていますので、できないことはないと思いますので、そんなに予算も掛からないんじゃないかと思っております。ぜひ、その辺をまた勘案してもらえないでしょうか。ワークショップはワークショップで我々もまた参加してそれをやる。この議会は議会としてやはりやってもらうということをお願いしたいんですけど、どうでしょうか、村長。

○村長（元山公知君）

先ほど申しましたように、この形もやっぱり1つの子ども議会として、子供たちに、その政治に慣れてもらう、また親しみを持ってもらうということで、大事な機会だと思いますので、いろいろな方法があると思いますので、またこの議会のあり方も1つとして、我々にまた協議して、前向きに検討していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

今日の奄美市もですかね、職員定数が足らなかったのにもうちも入ってましたので、ぜひ少しでも早いうちから興味を持たせて、ぜひ役場職員になりたいとか、そういった人、子供たちを増やしていければと思っておりますので、ぜひお願いいたします。ぜひ来年は子ども議会の開催をお願いします。

次に、行政報告会についてですけども、前回のときに、こういった答えの仕方はどうかっていうことを聞いたら、その各集落で聞いた話は、各区長さんに文書で渡すっていう話を聞いたんですけども、それはそのようになったんですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。文章で渡してあるかどうかちょっとまだ確認が取れてませんので、後でお答えしたいと思いますが、令和4年度で各集落を回りまして、議事録等も残ってましたので、そこでのやり取りは確かにやり取りされているというのは確認をさせていただきました。この中で必要がある部分については文書でお送りしているとは思いますが、ちょっとその辺は、確実なところはまた後でお答えさせていただきます。

○5番（肥後充浩君）

我々のほうも、その回答した資料とかそんなの見てないので、中身がどうなっているかっていうのはちょっと分からないんですけども、村として、前回の各地区の要望の達成率はどれぐらいだったのか、その辺は把握してないですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

大変申し訳ございません。率ということに関しては、ちょっとまだ集計をしているわけではござ

いません。一番大事なのは、集落回ったときに、このやり取りでお答えできる部分はお答えする、そしてまた、お答えできない部分はできないというふうに議事録を残していましたので、その部分でのやり取りというに認識しています。ちょっと率についてまではちょっと集計は私のほうでちょっと確認できませんでした。

○5番（肥後充浩君）

じゃあ、次回の議会までにはそれをお願いしたいんですけど、というのは、各集落いろんな意見がありました。私も5集落、6集落ぐらいについて話を伺ったんですけども、我々の議会報告会よりも随分多い方々が参加してましたので、そのときの答弁の中には、この答えはちゃんとその区長さんに後でしますからっていうことでしたんですけども、それからもう3年経ってますので、それはやっぱり毎年ある程度総務課長なりがチェックしながら、これはできている、これはできていないということ把握していないと、次回やってもまた同じなんですよ。ただ、言いつばなしになってしまっただけです。ですので、その辺はやはり、今年3年目ですので、私も3年目でどれぐらいできたのかなっていうことで聞いているんですけども、その辺はやはりしっかりと、これはできている、これはできていない、そして、なんでそれはできていないのということをやっぱりはっきりと言えるようなことをしてこないと、また次回、8年度しても、今年7年の人も8年の人も一緒になると思います。ですので、その辺はきちっと分けて、できるのはできる、できないのはできないで構わないと思います。予算を伴うことだし、いろんなことですので、そういったための座談会だと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○副村長（植田 稔君）

ただいまあったご質問なんですけど、宇検村業務執行管理調整会議というのを各課長さん方で私を中心に行っております。その会が毎月5日を目処に行っておりまして、その中で、今までに出てきた要望、それから要望等を中心にした話し合いを持って、これについては達成できている、これについてはできていないっていうのもまた区長さん方へは連絡を随時するようにしております。今後ともまた、集落からの要望は非常に多くなってきておりますので、それについてもできるだけ速やかに執行できるように進めていきたいと、調整会議の中で進めております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

私もそのときの資料持ってきたらよかったんですけども、持ってきてなくて、参加した集落はみんな記帳しているんですけども、やはりそれがあんまり外に出てないんですよ。言えば、やった、やらないとか、そういったのが。ですので、各集落の方々も分からない部分も出てきてます。ですので、その辺をやっぱきちっとし、月に1回あるんでしたら、その会議のことをちゃんと報告して、各集落にはお願いしたいと思うんですけども、一応、住民の声を聞くためには、区長さんの声もいいんですけども、区長さんがみんな代弁できるわけじゃありませんので、やはりこの行政報告会というのは必要だと思いますので、3年に一遍でもいいし4年に一遍でもいいですけども、その間の経過報告的なのはある程度我々も見えるような形にはできないのか、その辺はどうでしょう

か。

○総務課長（泉 清一郎君）

ご指摘いただきました区長さん方へは、今副村長が答弁したとおり、今までちょっと区長さんのほうからも、それが回答できているのかどうかちょっと曖昧だっという話があったので、様式も作りまして、一応要望を受けたのはどんな内容で、お答えして、回答したのはどんな内容で、最終的には区長さんの印鑑をもらうっていう形で、今お答えしたのは区長さんに対してのお答えということで今進めています。肥後議員からのご指摘の、村民の方々からのっていう部分については、ちょっとこれまでの行政報告でそこまで想定してやったわけで、なので、できるだけそのやりとりの中でお答えする部分はお答えするというところでやってきた経緯がありますが、今ご指摘いただいたように、確かに、どの内容がどういうふうに回答されているかっていうのは、本当に住民の方からしてもはっきり見える形であった方がいいと思いますので、今後の行政報告会については、その辺の観点から気をつけてですね、ちゃんと回答した内容をホームページ上とかそういったところで、見えるような形で広報してまいりたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。それでですね、我々は一応村民の代表としてここに参ってます。ですので、その村民から聞かれるんですよ。自分が住んでいる地区だけじゃなくて、他のところからも、なんかあった拍子に、おい、あれはどんなになってる、とか、この前聞いたあれはどんなになってる、とか、いろいろ聞かれます。ですので、その区長さん方に回答したのは、その各集落ごとのやつを、まだ我々にも、こんな回答している、こんな質問があってこんなことしました、これはダメという返答してますとかいうのがはっきりと分かれば、我々も、いや、それはできないよ、やっぱりなんでって聞かれたときにはしっかりと答えられますので、やはりそういったのも我々にはもらうことはできないでしょうか。

○村長（元山公知君）

それはちゃんと請求していただければ、我々が今こういうふうに村民に回答してますっていう、区長さんに回答してますっていうのは、もう全然開示していいことだと思いますので、それはまた区長さん方にもしっかりとまたそういう了解をまた得て、得るっていうのがやっぱ大事なかなと思いますので、そのようにまたしたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。ぜひその辺はお願いしたいと思います。

次、8年度開催してたのはなんででしょうか。

○村長（元山公知君）

宇検村の総合振興計画がありまして、令和5年度から令和14年度までの10年間の計画で、前期の基本計画っていうのが令和5年度から令和9年度までの前期の計画となってます、そのためにやはり令和8年度にまた集落座談会、また行政報告会とすることによって、また村民の方々からのご意見等

ただけて、またそのいろいろ検証、分析した上で、前期の計画で、後期の10年度から14年度までの計画をまた見直して、そこにまた新たに加えるのもあったり削ったのもあったりとして、できるのではないかとということで、8年度開催ということで決定しております。

○5番（肥後充浩君）

というのは、各町村全てじゃないんですけども、奄美市も、あの数でも毎年、市長と語る会、それから龍郷が町民と語る会を毎年行っております。ですので、村としても毎年、できれば2年に一遍ぐらいは、せめて、亡くなる方もいらっしゃるし、新しく入ってこられる方もいらっしゃいますので、村民の出入りもありますし、やはりその4年に一遍っていうのはなかなか遠いんじゃないかと私は思ってますので、ぜひその辺は2年に一遍ぐらいの間隔くらいでできないのかどうか、する気はあるのかなのか。

○村長（元山公知君）

ありがとうございます。我々、行政報告会は、課長、課局長、全て同行でしているというのがありまして、私としても、そのメンバーを全員連れていくとなると、またいろいろまた日程もあるので、私とまた副村長も少人数で回るようなことがまたできるのであれば、いろいろとまた、それは公的なことでもありますし、また、私がまたいろんなところに行って話を聞くのも、なんか1つの座談会みたいにはならないと思うんですけど、やっぱりそういうのが大事だと思いますので、しっかりとまたそこは心に留めてやっていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。ぜひそういうふうにしてもらえると、村民の方々もいろんなまた住みやすぐ参加しやすいだろうと思いますので、仰々しくなくてもいいと思います。ぜひそういったことを検討して今後進めてもらいたいと思います。やっぱりできる、できないはたくさんあると思いますけども、やっぱり聞くっていうのは、1人じゃなくても、3人の人から聞いても村民の声、10人の人から聞いても村民の声ですので、ぜひその辺はお願いし、こまめな活動をお願いしたいと思います。

次に、水上バイクのことなんですけども、防災で何年か前に搜索活動を行ったときに、船では近づけないと言って、スクリューのない水上バイクだったら近づけるということで、そのときは水上バイクは2台ぐらいしかなかったじゃないですかね。遭難者を探すために行った経緯があります。ですので、私もあれは近づけるなということは思ったんですけども、今やはり村としては観光客を、観光客誘致っていうのも前面に出してますので、その辺でもし予算的に今後検討ができるんだったら、自前のやつを持っていつでも走れて、そして災害のときも、なんか緊急なものがあるときはやはりそれで水とかそんなのも運んだりできますので、ぜひ村で持つのも必要じゃないかなと。これだけ大きな湾を持ってる宇検村にとっては、やはりスクリューのない、そばまで行けるような安全なものがやはり必要じゃないかと思ってますので、ぜひその辺の検討はできないでしょうか。総務課長でも村長でもよろしいですけど。

○総務課長（泉 清一郎君）

質問の中に、消防署のほうにバイクの設置ができないかということでお話いただきましたので、分駐所のほうに話を聞いての答弁ということになったんですけども、基本的には、ちょっと笠利とかはそういった場所が多くて、ちょっと水難事故が多いということで水上バイクを設置したっていう経緯はあるということなんですけども、今、現時点で宇検村の状態を見たときに、他の消防署との、例えばそのほかに出動したときのその連携体制が整えるかっていう部分とか、元々その水難救済会の方々が今のところは出動するという環境が整っていますので、今のところはこの体制で大丈夫じゃないかということで話を聞いております。しかし、今後ですね、またそういったところが、今ご指摘いただいたように、その海水浴をされる方がどんどん増えてきたりということについては、すぐに設置するかどうかというお答えはできませんけれども、1番いい、人の安心・安全を守れる状況は情報をいろいろ収集しながら検討してまいりたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

私は、消防って書いたのは、やはり常に消防は点検とかそんなのができるのかなと思って消防っていうことをお願いしたんですけども、役場で公共事業体で持っても別に構わないと思います。なんかあった時にぜひすぐに出動ができるような形が取れば1番いいかなと思ってますので、災害時とかそんなときも使えるっていうことをやっぱり念頭に置いたら、1台ぐらいは村所有があってもいいんじゃないかと思っていますので、ぜひその辺はまた今後考慮をしてください。これ要望としてお願いいたします。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○建設課長（辰島伸乃介君）

すみません。先ほどの阿室屋鈍間の幅員の件についてですが、シフトするだけで現在の幅員と変わらない5mの計画と今の現計画はなっております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。先ほど要望したように、村長と一緒に、ぜひ片側1車線道路をお願いし、県や国へお願いするように要望して、終わります。以上です。

○議長（喜島孝行君）

これで5番、肥後議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、壽山議員。

○3番（壽山新太郎君）

場内の皆様、おはようございます。令和7年第2回定例会にあたり、一言所見を申し上げます。新年度に入りまして最初の定例会でございます。新年度予算も3月議会で承認されまして約3カ月が経過しましたが、承認されました予算がですね、適正に執行されるよう、議会全体でしっかりと経過を監視しながら議員活動を行ってまいります。村民の皆様と共に歩み、行政と一体となり、地域の安全と福祉の向上に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。令和7年度が村民の皆様にとりまして飛躍の年となりますようご祈念を申し上げます。

それでは、通告に従い、2点について一般質問を行います。

まず1点目に、村内商店の経営維持支援及び商店がない集落への買い物支援について。1項目目に、集落の商店は、住民交流の場、憩いの場でもあり、万が一の災害時には食料や日用雑貨等の備蓄機能を有することにもなります。現在、電気代など物価高騰の影響を受け、各集落の商店は大変厳しい経営状況下にあると聞いております。今後、商店の維持存続のために、村として何らかの支援策を講じるべきではないか、伺います。

2点目でございますが、商店がない集落では、日常生活に必要な食料品などの買い物に不便を感じている買い物弱者が存在していると認識しているところでございます。また、今後、本村も高齢化が進み、免許返納者や健康面に不安がある高齢者等が買い物弱者となる可能性があります、必要な支援策の具体化を図っていくべきではないか、伺います。

2点目でございますが、高齢者、障害者等に対するごみ出し支援について伺います。高齢化の急速な進展に伴い、今後、ごみ出しが困難な高齢者、障害者等に対するごみ出し支援、ごみ出しサポートを行っていく必要がありますが、村としまして何らかの支援策、支援事業を講じるべきではないか、伺います。また、支援事業を実施している自治体においては、その支援団体等に活動助成金を支給し、ごみ出し支援事業を展開しておりますが、このことについて村当局の見解を伺います。以上でございますが、あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの壽山議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。まず初めに、村内商店の経営維持支援及び商店がない集落への買い物支援についての、1点目の集落の商店は、住民交流の場、憩いの場でもあり、万が一の災害時には食料や日用雑貨等の備蓄機能を有することになる。現在、電気代など物価高騰の影響を受け、各集落の商店は厳しい経営状況にあるが、商店の維持存続のために、村として何らかの支援策を講じるべきではないか伺う、とのご質問ですが、各商店の厳しい経営状況の要因として、近年の物価高騰、人口減少に伴う需要の縮小、ネット通販の普及、村外への買い物需要の流出などが考えられます。現在行っている地域商品券どんと券は、村外への買い物需要の流出を緩和するため、村内加盟店舗のみに使用できるもので、その需要を高めるために、プレミアム率を、昨年は20%、今年度は50%付与しています。20%から50%の付与率は、奄美市等の大型店舗との価格差異を補う

ものであり、商品券の購入実績から見ると、確実に村内での経済循環が確認できる場所であり、併せて、今年度から宇検村公共ライドシェア実証運行事業が実施される予定であり、集落内、校区内の移動支援のあり方等も検証しながら、地域のコミュニティの中心となっている商店への買い物支援にもつながるような地域交通の確立を目指してまいります。

次に2点目の、商店がない集落では、日常生活での必要な食料品などの買い物に不便を感じている、買い物弱者が存在している。また、今後、免許返納者や健康面に不安がある高齢者等が買い物弱者となる可能性があるが、必要な支援策の具体化を図っていくべきではないか伺う、とのご質問ですが、先ほど申し上げた宇検村公共ライドシェア実証運行事業により、住民の利便性を向上させ、持続可能な自治体経営の実現を目指しております。免許返納後の移動不安、村内のタクシー不在、公共交通の不足など、生活する上での需要に対して不足している部分を宇検村主体でつくっていくものです。免許返納者、高齢者、車なし世帯の日常移動手段の確保を目指すとともに、地域のにぎわい創出につながる交通拠点の構築を目指してまいります。

次に、高齢者、障害者等に対するごみ出し支援についての高齢化の急速な進展に伴い、今後、ごみ出しが困難な高齢者、障害者等に対するごみ出し支援、ごみ出しサポートを行っていく必要があるが、何らかの支援策、支援事業を講じるべきではないか伺う。また、支援事業を行っている自治体では、その団体等に活動助成金を支給し、ごみ出し支援事業を展開している。このことについて村当局の見解を伺う、とのご質問ですが、介護保険制度の訪問介護サービスや障害福祉サービスの居宅介護サービスにおいて生活支援で提供できることになっておりますが、認定区分によって利用できる回数が異なっております。また、地域支え合いグループポイント事業においては、高齢者を支援する活動として、見守り、地域の支え合い活動、安否確認、声かけ、話し相手、買い物支援、移動支援など、生活支援に係るボランティア活動をした場合に、活動内容に応じてポイントを付与し、地域商品券と交換しております。ごみ出し支援事業を実施している自治体があることは承知しておりますが、村としましては、ごみ出しだけではなく、様々な困りごとに対応できるグループポイント事業を推進していきたいと考えております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○3番（壽山新太郎君）

まず初めに、商店の経営維持支援策について何点か伺います。まずですね、この村内商店の経営維持支援対策につきましましては、私、以前にもですね、去年の6月議会、令和6年の議会においても、一般質問でですね、対策等についてお伺いをしましたが、いろいろ答弁をいただいておりますが、この件につきましましては商工会との協議は行っているのか、いないのか、そのあたりを伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回の一般質問を受けての協議というわけではないんですけれども、名柄商店が株式会社、そち

らのほうが経営がうまくいかないということで終えるという時点で、何らかの補助制度がないかということで商工会に相談をした経緯がございます。一商店に補助っていう形のそういう仕組みは商工会のほうも持ち合わせていないということで返答をいただいておりますが、答弁にもあったように、そういう補助がない中では、やはり村内の中で経済が回るようにということで、商品券の充実ということをまず先駆けて行っているところです。

○3番（壽山新太郎君）

それは商品券、どんと券ですか。プレミアム率50%、大変ありがたい事業だと私も思っているところがございます。やはりですね、各商店、宇検から、芦検、遠いところでは平田商店がありますが、私、この前、以前ですね、各商店の店の外ですね、いろいろ話をしていく中で、やはり本当に、本当に各商店ですね、ギリギリのスパンで、かなり経営状況は厳しいと、どの商店もですね、おっしゃっております。特にですね、やはり答弁の中で、その厳しい経営状況の要因として、物価高騰であったり、ネット通販の普及であったり、村外への買い物の需要の流出、それはもちろんですね、熟知しておりますが、やはり村内店舗の店の方と、行政側もですね、もっと話を聞く場を設けていただければ、各商店の厳しい、例えばもう宇検商店なんか、もう昼間は店閉めているんですよ。時間割りをして店をオープンしたりとかしてですね。あと、卸業者さんが、宇検とか、平田まではですね、品物を卸す数が少ないということで、業者さんの経費削減の点もあると思います。が、卸しに来ないので、田検か湯湾に注文した分を卸してですね、それをまた取りに行くとか、そういったことでいろいろ工面しているんですよ。ですので、その村側もですね、やはりそういった店の声を聞く場を設けることが今後の対策につながっていくと思いますが、そこあたりはどうお考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

集落もしくは校区のコミュニティの拠点となっているその商店の存続っていうのは、地域の活性化、そしてまたコミュニティを残すためにはとても重要なことだとはもう認識しております。本当にこう経営が厳しくて、先ほども申し上げた、その名柄商店のときに、集落の人たちから、商店がなくなったら困るという声も直接村のほうにもいただきましたし、今後、その商店のあり方というのも、やはり村全体としてこう考えていく必要はあると思います。集落経営の株式会社、もしくはまた個人経営と幅広い経営状態があるかと思うんですけども、まずは村内への経済循環ということを考えて、どんと券を、去年はプレミアム率が20%の4,000枚ですので2,400万、今年は50%の6,000冊ですので4,500万ということで、村内で経済を回すっていうことをちょっと注力しているんですけども、ここの、その商店のその経営状態っていう部分では、先ほどのその個人の買い物難民っていうか、買い物を、移動手段を困っている方っていう方が多いので、交通っていう部分のその相乗効果を見込んでいるところで、今度はその移動手段というところをしっかりと今年度は確立していく計画にしております。

○3番（壽山新太郎君）

その答弁の中でも、宇検村公共ライドシェア実証運行事業ですか。そちら、その移動手段のことを力を入れていくということでございます。こちらもね、本当に重要なことだと思っておりますので、ぜひともですね、この移動手段のほうもしていただきたいと思いますが、ちょっと中身をですね、深掘りしていきますが、その商店の経営状況のところなんです、各種、今、皆さんご存じですけど、物価高騰ですね、今年1年間で値上げされる食品は1万4,000品目を超えると推定値が出ております。また、6月と7月はそれぞれ1,000品目以上が値上げされるという見通しでございます。何が言いたいかと申しますと、そういった中で、店側もですね、仕入れ値が上がりまして、各商店は違うとも思いますけど、利益率は大体1.25掛けて商品をお売りするんですけど、そうなりますと、やはり買い物客、高齢者の方とか消費者がですね、本当に痛手でございます。また、商店側はですね、売らないと売上げが上がらず経営が存続しませんので、本当にですね、このお互い、なんて言うんですか、相乗効果が生まれず、なんかこうマイナスに走っているような大変厳しいご時勢でございますが、やはり1番コストが掛かるのは、その仕入れ商品だけではなくて、やはり1番掛かるのは電気代とかですね、光熱費であると思います。また、その電気代につきましても、特に商店さんは夏場ですね、やはりエアコンをかけないとその商品が腐ったり、そういった形で、本当にエアコンはですね、クーラーは本当に必須なんですよ。そういった中で、かなり電気代も高騰しておりますし、やはり店を継続していくためにはそういった光熱費等ですね、も掛かってきますので、そこを補助制とは言いませんけど、そういった現状でもございますので、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、商工会さんと連携してですね、商店を回っていただいて、その生の声とかですね、ぜひですね、聞いていただきたいと思います。その一昨年から取り組んでおります、どんと券、本当にいい商品ですね、私も芦検売店でたまに働いておるんですが、お客様の中でも大変ありがたいというお声を聞いているところでございます。このどんと券の取り扱い販売なんですが、その取り扱い店舗、何業者かございますよね、の店の方々とはそういう意見、例えば去年、令和6年度も実施しましたよね。6年度の反省を踏まえて、そのお店の方々とその取り扱いについての意見交換だったり、そういったのはやっておられますでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

商品券を配布したり、売上げのお金を徴収したりということで、担当のほうに月に何度か商店のほうにお伺いしているので、そのときの声っていうのは、普通に意見を聴取するためにお伺いしているわけではないんですけども、その状況っていうことは把握はしているつもりです。

○3番（壽山新太郎君）

やはりですね、意見交換会みたいなですね、場を設けないと、本当の意味での、せっかくこれ4,500万ぐらい国の事業でしてますよね、このプレミアム、じゃなかったですけど、あの券は。せっかくお金使ってますので、やはりそういう意見交換会の場とか設けて、やはりそうしないと、本当の意味での集客効果だったり、村内経済及びですね、その商店の活性化は図られないと思いますが、そこあたりの見解はいかがでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

商店のみならず、村民の声も聞きながら、どんと券の販売店を増やしたり、またプレミアム率、販売方法を変えたりということで、利便性は求めています。意見を聴取をして、それぞれ改善、よりよい方策、改善をしていくというのはとても大事ですので、機会があればそういう機会を設けながら、意見を交わしながら、改善ができるところは進めていきたいと思います。商店の方々のその経営状況に直接村が担保ができるかといったら、そこはお約束はできないんですけども、全てのそういう情報を把握しながら、よりよい方策がとれるように努力していければと思います。

○3番（壽山新太郎君）

ぜひですね、皆さん頑張っておられますので、そういう意見を集約して今後につなげていただきたいと思います。この商品券なんですけど、先ほども言いましたが、これ、国の交付金を活用ですね。

○企画観光課長（辰島月美君）

昨年は一般単独、過疎債を充てているっていう部分もあるのかもしれないんですけども、国っていうよりは今年度に関しては、物価高騰の部分のお金も配分させていただいております。4,500万のうちに本人が負担する、商品券を買うお金が3,000万ありますので、1,500万が物価高騰の国の予算を充当しているということになります。

○3番（壽山新太郎君）

分かりました。これ、多分臨時的な交付金だと思います。これ、いつまで続くか分かりませんが、もしこの臨時交付金、物価高等のですね、交付金がもしなくなったら、今後またその商店の経営指導を支援するためにはこういった形で進めていく方針でしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

プレミアム率が20%のどんと券は、ずっともう数年も続けております。これは物価高騰の交付金がある前からやっていることですので、これはできれば継続していきたいと思っておりますし、また村の方針もきちんと確認をしながら進めていければと思っております。今年度に関しては物価高騰の交付金がありましたのでプレミアム率が高くなっておりますが、今後、このプレミアム率が何%のほうか村外に消費が逃げないかっていうことも検証し、村民の暮らしにすごく密着している商店の存続という部分も含めて検討をしていければと思っています。

○3番（壽山新太郎君）

ぜひですね、その商品券のほうも、継続してですね、していただきたいと思います。また、前回の質問のですね、検討事項の確認をさせていただくんですが、その商店のですね、キャッシュレス化に向けた取り組みについて以前質問させてもらいましたけど、その答弁の中ではですね、令和6年度よりはケンムンの館の直売所において試験的にキャッシュレス化による効果などを検証していく予定ということで当面してございます。それを踏まえてですね、端末の導入にあたりましては、セキュリティや店舗環境、機能性等を加味し、ニーズに合った仕組みづくりに努めていくというご

答弁でございましたが、このキャッシュレス化に向けた取り組みについて、その後の対策なり対応なりありましたら、お聞かせください。

○企画観光課長（辰島月美君）

キャッシュレス化に向けた予算を100万円計上して、ケンムンの館で実証を行いますということで、6年度予算をお願いしたところです。10月1日から始まったので、繰越で予算をお願いして、今年度9月30日まで1年間を通して改めて検証するというので、今、そのキャッシュレスを導入しての今経過中ということで、まだ検証するという部分の9月30日を過ぎてからということで、またご報告させていただければと思います。

○3番（壽山新太郎君）

やはり観光客も増えてですね、クレジットカード使えないとか、そういうお声もですね、たくさん聞いておりますので、また、その店舗ですね、お店を継続、存続していく対策のためにもこのキャッシュレス化は大事だと思っておりますので、9月以降ですか、するということなんで、またいろんな仕組み作りにはいろんな大変なことがあると思いますけど、キャッシュレス化に向けた取り組みを併せてですね、お願いを申し上げます。冒頭申し上げましたが、集落の商店はですね、本当に住民交流、本当に憩いの場でございます。高齢者対策の一環としてもですね、やはり集落の商店は必要でございます。何がなんでもですね、存続させなければいけない場でございますので、各集落の商店との意見交換を、場を設けることや、そういった声をですね、集約しまして、政策の強化を、ぜひですね、お願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。買い物弱者対策についてでございますが、こちらも答弁の中では、その移動手段のライドシェア実証運行事業ですか、それを並行で進めてまいりますという答弁でございますが、まず初めに、本村におきまして、お店、いわゆる商店ですね、がない集落の数は幾つぐらいあるか、把握はされておりますでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ない集落は存じていますけど、ちょっと今、頭で数えて4つ、5つとっております。店舗のない集落っていうのは把握しております。

○3番（壽山新太郎君）

大体4から5集落、数えたらですね、あるんですね。この買い物弱者の対策につきましては、鹿児島県においてもですね、この買い物弱者の支援事業には力をですね、入れているところであります。県の調査ではですね、買い物弱者と言われる方々が県内に約14万人ほど存在されとの推測がですね、出ているところでございます。これは通告にはないんですけども、本村で大体こういう、買い物弱者と見られる、分類される方々が何名ぐらいおるか、そういったのは把握はされているでしょうか。把握されているか、されてないかだけで。

○保健福祉課長（松井 学君）

正確には把握しておりませんが、障害認定で例えば動けない方とか介護保険で歩行ができない方

の人数は把握しておりますが、それ以外の方については、こちらのほうでは、その障害とか認定以外の方で歩けるけど買い物に行けないという方の把握はしていません。

○3番（壽山新太郎君）

この14万人という数字のですね、推測の根拠というか基準があるんですよ。国の基準なんですが、店舗まで、家からですね、直線距離で500m以上、かつ65歳以上で自動車を利用されない方を食料品アクセス困難人口と国のほうでは定義をしております。多分県もですね、この定義に従って14万人という数値をですね、出しているということで、県のホームページでは確認をしているところでございます。その今後買い物弱者が増えるのはもう必須でございますので、その対策を打ち出す前に、もう本村としましてですね、こういう買い物弱者と言われる数のですね、実態把握をすることからまずは始めるべきだと思いますが、そこあたりはどうでしょうか。

○保健福祉課長（松井 学君）

ご指摘のとおり、実態把握する必要はあるかとは思っております。現在、本当に困っている方、自力で隣の集落まで行ける方もいらっしゃる、全然行かない方もおりますので、それに関しましては、やはり地域、各集落集落で近隣福祉ネットワークという組織がありますので、そちらのほうでもまた協議の場として意見を出してですね、年に1回、毎年5月、役場だったり消防だったり社協だったり民生委員だったりということで、実態把握を年に1回やっておりますので、来年度あたりはそこら辺でも調査が追加でできるか、検討はできたらと思います。

○3番（壽山新太郎君）

ぜひですね、その実態把握の調査は本当にしていただきたいと思います。この調査と別に、鹿児島県がですね、実施しております2023年買い物弱者等実態把握調査の報告書をホームページで見ましたが、買い物対策に関するですね、いろんな声、ニーズがですね、出ております。これは今年の3月の奄美新聞にも、その買い物弱者に対するですね、新聞にも掲載がされておりましたが、数件ですね、このニーズのですね、回答例を紹介したいと思います。答弁でもありましたとおり、免許返納後には何らかの支援が必要であるとの回答であったり、ネット販売について高齢者への技術的なサポートや講習会が必要とするという意見であったりですね、買い物支援に関する情報提供や相談窓口の設置を求める意見や、先ほど来申し上げますとおり、地元商店街のですね、維持の支援を求める意見等がですね、この中に掲載をされておりますので、去年の3月の奄美新聞の記事でございますので、また後もって確認をされてください。これは県の調査による支援策のニーズでございますが、先ほど申し上げましたとおり、いろいろですね、村としまして、答弁でもありましたとおり、支援策をですね、いろいろ考えていると思いますが、本村もですね、先ほどのその買い物弱者の、弱者数の実態調査も必要だと思いますが、こういったですね、声を聞くことも非常に大事だと思いますので、今後対策をしていく上にですね、またこういったニーズを、声を聞き取るですね、仕方もしていきたいと思いますが、そこあたりはどう思われますか。

○保健福祉課長（松井 学君）

今おっしゃったように、そのニーズの調査というのが非常に重要になってくるかと思うので、また、課の中でも、うちの課だけで話してもこういうのは解決しませんので、社会福祉協議会だったり民生員さんだったりとか、多様な方にご意見を伺った上でいろいろ検討ができたと思います。

○3番（壽山新太郎君）

その社協さんとか関係団体との会議とか、そういう話し合いとかはなんか年に定期的に何回とか設けているんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。民生委員の定例会に関しましては、職員が定期的に参加して、民生委員との意見交換会だったり、随時民生員からいろんな情報を提供してもらっています。社協に関しては、職業のその分野、例えばケアマネだけの会議だったりとか、専門職の各会で意見交換をするという場がございます。常時、社協とは連絡体制はとっておりますので、この間の交通会議のほうも一緒に出席させていただいて、高齢者の移動支援の話とかも併せてさせていただきましたので、定期的なその関係機関との交流というのは、正式な会議というわけじゃないですけども、何かあるたびに随時意見交換はできる体制は整えております。

○3番（壽山新太郎君）

民生委員、社協さんともですね、定期的に協議をしていただいて、対策のほうをお願いします。

もう1点、買い物弱者対策の一環として、本村もですね、湯湾出身の方がやっておられます、とくし丸、移動販売ですか。やっておりますが、商店がない店舗ですね、巡回して販売をしているところがございますが、村として、その週に何回移動販売でどこの集落を回っているとか、そういったのは把握はしておられますでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

住民が1集落の一員とすれば、この曜日はこの集落に来るのねっていうのは分かる。村全体で何曜日の何時にここ回っているっていうところまでは、私自身は把握しておりません。

○3番（壽山新太郎君）

そのとくし丸の担当の方と話をしましたが、週に2回ですね。久志、生勝、湯湾の一部も回っているそうです。週に2回で、須古、部連、佐念、屋鈍については月に2回ですね、回っていると聞いているところがございますが、その方とか、その移動販売を利用されている住民の方ともですね、何回か話をさせてもらったんですけど、大変ですね、喜ばれて、感謝をしているというところがございます。利用者の数についてはちょっと聞き取りはできませんでしたが、大変ですね、喜ばしいことでございます。しかしながら、聞いてみますと、いろんなですね、大変な部分も多いという話でございまして、相対的には買い物弱者支援につながっているとはですね、なかなか言いがたいと言います。こういった移動支援、移動販売ですか、支援策の一環でございますが、移動販売については、そのものの移動販売については、村としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この移動販売というのは、移動手段を持たない村民にとってはとても助かるものだと思っております。校区に1つ商店があっても、同じ校区の例えば平田集落に株式会社のお店があっても、阿室、屋鈍の方々がその平田を中心に1番利用しているかっていうことは、そういうわけでもなく、やはり移動ができないという部分がネックになっているので、移動販売車が来ていただくっていうのは村民にとってはすごく助かっているっていうことは認識しているところです。現在走っている移動販売車は、直接村が委託している部分ではないので、よく経営内容とかはちょっと把握していないところなんですけれども、何らかの意見とか要望などがありましたら、それを踏まえて、村としてどういう支援ができるのか、どういう協力ができるのかという検討はできると思っております。

○3番（壽山新太郎君）

これ本当に、大和村においてもなんか、きびきび号かなんかそういうあれでやっておられるみたいですけど、この移動販売ですね、確か一昨年ぐらい前ですかね、ちょっと記憶が曖昧ですみませんが、確か大島支庁管内でその移動手段、移動販売とか宅配サービスに取り組む自治体の会議がですね、多分あったと認識してございますが、多分本村も宇検村も出席していると思いますが、その中ではどういった、こういった移動販売とか、多分内容の会議題だと思いますが、多分宇検村も出席していると思いますが、その中身とか、もし教えていただければお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

今、出席をしていなかった関係で、ちょっと把握、会議の内容は把握はしていないので、ちょっとお答えすることができなくて申し訳ございません。

○3番（壽山新太郎君）

これ、大島5市町村での会議なんですよ。多分、今後も定期的に多分こういった会議があると思いますので、ぜひ宇検村も、参加していただいて、その買い物弱者対策に向けたですね、取り組みをしていただきたいと思います。この移動販売はですね、他の地区でもやっていると聞いておりますが、この会議の中でもいいですし、その買い物弱者対策について、やはりその移動販売の支援に関してですね、いろんな声を聞いたり、他の市町村の取り組み方とか聞いて参考にしてですね、この取り組みも、ぜひですね、強化をしていただきたいと思います。

次に、ごみ出し支援についてでございますが、これ、地域支え合いグループポイント事業においてごみ出し支援事業をやるという解釈でよろしいですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

この事業はですね、村内に26グループありまして、そのうちの16グループがですね、高齢者の支援のメニューを行っております。この中でごみ出しだったりとか買い物支援もできるようになっておりますので、そちらのほうで、この事業が平成29年頃から始まっている事業で、設立当初からもう大体同じメニューをほとんどのグループがやっているようなんですけれども、地域によってはやはり議員がおっしゃったように新たな困り事とかが増えてきているようでございますので、またグ

ループ申請の際にはですね、そこら辺の話もうまく制度の説明をした上で、そのごみ出しの支援だったりとか同じ集落内での買い物支援とかもできるようになっておりますので、そちらの制度の周知も含めて推進していけたらと考えております。

○3番（壽山新太郎君）

この地域支え合いグループポイント事業、先ほど言っているとおり、買い物支援対策にも並行してきますので、ぜひですね、このごみ出し支援のほうをぜひしていただきたいんですよね。宇検村はステーション方式ですよ、全部、個別あれじゃなくて、本当にうちは、すぐそこら辺、うちの近所ですね、叔父、叔母の月曜日と木曜日が燃えるごみなんで、ついでに俺の軽トラに置いとってと言って、まとめて持って行っているんですよ。そういったものですね、やはり本当に高齢者になってきますので、足が悪いおじいちゃんとかですね。特に月1回ある粗大ごみとかもういろんな、大変なんですよ。そのときは、うちはですね、声掛けして、何か出すのがあったら俺の軽トラに積んでいいよとか言って、そういったことをやっているんですよ。そこはやっぱり地域ぐるみでやらないといけないと思いますので、ぜひこの支え合いグループ事業におきまして、そのごみ出し支援のほうもですね、ぜひ力を入れていただきたいと思います。本当に、私、今回、福祉関係のことを質問させてもらいましたが、この地域福祉については、今後ですね、高齢化社会になってきますので、非常に一丁目一番地の課題でもあると思っておりますので、行政とですね、情報を普及しながら、地域福祉の向上、充実に向けた取り組みの強化をですね、お願い申し上げまして、ちょっと時間は早いですが、私の質問を終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで3番、壽山議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時10分からいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時10分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、海原議員。

○4番（海原隆家君）

場内の皆さん、こんにちは。令和7年第2回定例会にあたり、一言所見を申し上げたいと思います。昨年より、日本国民の主食である食料米が徐々に値上がりしだして、1年前に比べますと倍の値段となっております。当初は、国の説明では、今年の新米が出回れば米の値段は落ち着くという説明でございましたが、一向に値段は下がらず、むしろ値段はまだまだ上がるのではないかとこの予想であります。そこで、政府は政府米の政府備蓄米の放出を切りましたが、最初はあまり効果が上

がらない状態でありましたが、しかし、農林水産大臣が変わり、備蓄米の追加放出を行い、5kg2,000円前後という値段で販売され、消費者に喜ばれているようです。また、普通米も少しずつですが、値下がりの方に転じ、今後も米の価格が消費者に適正な価格で流通するように政府では対策を立て、動き出しております。我々日本人は米が主食であります。適正な価格で購入できるようなしっかりとした制度を作ってほしい思いでございます。また、村内に目を向けますと、新しい診療所が完成し、オープンしております。駐車場はまだ完成していませんが、通院されている方々にはご不便をかけていますが、今年度中には完成する予定だそうでございます。また、宇検村陸上競技場再整備工事も終了し、新しい陸上競技場が完成しています。そして、それに伴い、宇検村体育祭も5年ぶりに開催が予定されているようでございます。宇検村14集落の人々が一同に集まる、年に一度の機会でございます。村民一体となって体育祭を、また各集落を盛り上げていきましょう。これからは自然災害のシーズンになります。長雨時の災害、台風時の災害と予想されますが、予想外の自然災害が起こらないように、村当局にはしっかりとした対策、準備などをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い質問を行います。

まず初めに、施政方針で述べております、村の宝である人と自然が輝く未来について3問ほど質問をさせていただきます。

まず1つ目、今年10月に本村で開催されるサシバサミットまでの具体的な活動内容を伺います。

2つ目、地方移住や定住という目的も大事だが、一時滞在をし、地域活性化や課題解決に参加し、学生や若者をキープできる仕組みをつくるとはどういうことを言っているのか。

3つ目、ふるさと納税について、新たな事業や農家等の参入と返礼品の拡大を図るとあるが、具体的な内容を伺います。

次に、農業用大型機械粉碎機導入について伺います。固定式粉碎機購入予定から自動式粉碎機に変更した理由を伺いたいと思います。

次に、県道名瀬瀬戸内線の法面崩壊村道について3問ほど質問させていただきます。県道湯湾と田検間の法面崩壊について県に要望はしているのか、伺います。

武道館横のコンクリート壁について、自然と調和する景観にできないか伺います。

3つ目、湯湾登山道入り口の通行止めについて伺いたいと思います。

最初に、施政方針で述べている、村の宝である人と自然が輝く未来に出ている中で、今年10月に本村で開始される国際サミットの具体的な本村の活動を伺いますという質問ですが、この催し、国際サミットとはあまり聞き慣れないんですが、このサミットを利用して、奄美大島、宇検村の価値や知名度を世界に発信するというふうにあります。具体的にどのような取り組みを行うのか、伺いたいと思います。この後は、再質問席にて質問させていただきます。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの海原議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。それでは、海原議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、施政方針の村の宝である人と自然が輝く未来についての1点目の、今年10月に本村で開催される国際サシバサミットまでの具体的な活動内容を伺うとのご質問ですが、サミットに向けた一連の流れをご説明いたします。令和6年9月にイラスト及びイメージキャラクターを全国に募集し、同年12月にイメージキャラクター、チュッピーとイラストの宇検サシバを決定いたしました。宇検村観光物産協会では、このイラストを使用した商品開発を進めております。令和7年4月に準備委員会から実行委員会へ移行し、第1回実行委員会を開催いたしました。その中で、プログラムの大まかな概要やPR活動の確認、物産販売等について協議しております。5月末にはポスターやチラシが仕上がり、現在、県内をはじめ全国へとPR活動を始め、6月から大会への参加受付も始まっております。鹿児島県をはじめ、各方面への後援、協賛依頼も行い、宇検村で開催されるものの、鹿児島県奄美大島の公益的な大会として準備を進めている段階です。サシバの保護を切り口に希少種保護の普及啓発をするとともに、地域活性化につながる大会が開催できるよう努めてまいります。

次に、2点目の、地方移住や定住という目的も大事だが、一時滞在をし、地域活性化や課題解決に参加し、学生や若者をキープできる仕組みづくりとはどういったことをするのか、とのご質問ですが、現在、宇検村で毎年募集をし、受け入れている地域おこし協力隊は、都市地域から住民票を移動し、地域おこし支援を行いながら定住、定着を図る取り組みをしております。一方、同じ総務省が財政支援を行っている制度で、お試し地域おこし協力隊と地域おこし協力隊インターンというのが設けられています。お試し地域おこし協力隊は、実際に活動内容や生活を体験してみたい方に向けて、主に2泊3日で実務体験ができ、地域おこし協力隊インターンは2週間から3カ月という短期間での活動で、住民票や保険の移動が必要ではなく、リゾートバイトのような感覚で活動ができるメリットがあります。定住、定着という目的はないものの、若い労働人口の確保、関係人口の増加、村の魅力を様々な視点からPRしてもらえる発信力といった観点から、積極的にこの制度を導入していく考えです。4者協定を締結している上智大学へも情報提供を依頼しており、学生の長期休暇を利用した仕組みづくりや、観光客ではなく、島の一員として、島の暮らしや文化を体験しながら労働力として関わってもらえる人材確保に努めてまいります。また、役場の若手職員で構成する人口減少対策プロジェクトチームを中心に共有会がある、関西、関東、福岡の20代から30代の宇検村出身者や、奄美出身で宇検村に関係のある方をターゲットに、現地で若者会議等の開催を計画しており、若者ネットワークを広げながら、定住人口に近い関係人口の確保を目指してまいります。

次に、3点目のふるさと納税について、新たな事業者や農家等の参入と返礼品の拡大を図るとあるが、具体的な内容を伺う、とのご質問ですが、令和6年度の宇検村ふるさと納税寄付額は4,217万円、寄付件数は2,328件で、いずれも過去最高を記録しています。県内、群島内のランキングでは、下位のほうではあるものの、数年間の伸び率から、まだふるさと納税に関与していない事業所や農家などの参入により、さらに納税額が増える可能性が推測されます。先日も、ふるさと納税業務委

託業者による事業所向けの説明会が開催されましたが、高齢の事業者や個人農家にとって事務や制度への理解不足が足かせになっており、定期的にフォローや伴走支援を行いながら、ふるさと納税市場への参入を促せていければと考えております。宇検村の返礼品は、果物、焼酎、魚介類で約8割を占めており、人気返礼品によっては供給体制が整わず、品物が在庫切れとなるケースが出てきているため、事業所や農家を増やし、供給体制を整え、需要のある返礼品の確保を目指してまいります。返礼品の拡充については、定期便やギフト対応、セット化など規格型返礼品の開発を行い、価格帯や用途の幅を広げながら、事業者の商品力を最大限に引き出せるように支援してまいります。

次に、農業用大型機械粉碎機導入についての固定式粉碎機から自走式粉碎機に変更した理由を伺うところのご質問ですが、農業用大型木材粉碎機については、令和7年度当初予算編成にあたり、メーカーより提出された固定式粉碎機と自走式粉碎機の見積書を比較検討した結果、価格の安価な固定式粉碎機を予算計上させていただきました。しかしながら、当初の段階でメーカーからは、固定式粉碎機については、離島への納入実績がなく、海上輸送が可能かどうか確認中であるとの文面が添えられておりました。その後、4月に再度メーカーに詳細な運搬方法等について照会し、見積もりを取り直したところ、本機は港での積み下ろし作業が困難であり、現地にて設置する際の大型クレーンでの釣り上げ時の破損や歪みについては補償しかねるとの正式な回答を受けました。このため、5月に開催された農業用大型機械運営協議会において再検討を行い、輸送性や運用面を総合的に判断した結果、固定式から自走式木材粉碎機への機種変更を決定したものであります。

次に、県道名瀬瀬戸内線の法面崩壊村道についての1点目の県道湯湾と田検間の県道法面崩壊について、県に要望等はしているのか伺うところのご質問ですが、県道名瀬瀬戸内線の田検地内において、4月23日から24日にかけての降雨により、倒木や崩土が発生いたしました。当該箇所は通学路にもなっていることから、早急な安全対策を県に要望いたしました。5月1日に大型土嚢や注意喚起の看板等の設置を行い、法面上部には不安定な気が存在していたことから、幹や枝を伐採したところであります。今後は、道路維持補修管理業務委託による道路パトロール等で注視するとともに、現場や気象の状況に応じ、対策を講じてまいりますと県からの回答がありました。

次に、2点目の武道館横のコンクリート擁壁について、自然と調和する景観にできないかのご質問ですが、当該箇所は、令和5年6月の梅雨前線豪雨により法面が崩壊したことから、災害復旧事業によりコンクリート擁壁を設置したものであります。コンクリート擁壁は、年月が経過すると色褪せることから、少しずつではありますが、周りの景観と調和してくるものと思われます。こうしたことから、自然と調和した景観にするため、擁壁を塗装するような取り組みは現在は計画していないとの県からの回答がありました。

次に、3点目の村道湯湾岳登山道入口の通行止めについて伺うところのご質問ですが、村道湯湾大棚線は令和5年6月の梅雨前線豪雨により被災いたしました。現地調査の結果、地滑り災害の恐れがあったため、観測調査を実施してきたところであります。現在、国土交通省と工法の事前協議がおおむね完了しており、詳細設計を実施しております。詳細設計完了後、今年度中に災害査定を受検する

予定となっております。災害査定完了後に工事の着手となりますが、大規模工事となることから、通行止め解消の予定時期については現在未定となっております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○4番（海原隆家君）

1番の国際サシバサミットですか。あまり聞き慣れない催しですが、この国際サシバサミットとは毎年行われている行事でありますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この国際サシバサミットは、今年宇検村で大会するのが第5回目となっております。サシバは、国境や海を越えて渡りをする鷹の種類でございます。こちら奄美大島のほうは越冬地になるんですけども、越冬地、そして中継地、そして繁殖地と連携をしてこのサシバの保護にあたるという活動が必要なため、国際サシバサミットとして、広く連携をとりながら大会を行って、保護活動に努めていくという大会となっております。はい。

○4番（海原隆家君）

私もその小鳥とか、そういうのはものすごい興味がありまして、ぜひ、この国際サシバサミットですか、村のほうもいろいろキャラクターとか準備しているようですので、ぜひ成功のほうに導いてほしいと思います。

次に地方移住や定住という目的も大事だが、一時滞在をし、地域活性化や課題解決に参加し、学生をキープできる仕組みとは今まで宇検村はその移住定住者促進を目的にいろいろ対策を立ててきていましたが、これとその組織自体は違うんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

外部の人材を村のほうに取り入れながら、関係人口を増やしていくっていう根本的な取り組みは同じです。地域おこし協力隊と、先ほど村長のほうからも答弁がありました地域おこし協力隊は、もう既に、希望すればこちらのほうに定住をしていただくということが前提となって住所も移していただくということなんですけれども、短期間の、2週間から3カ月、そして、お試し協力隊というのは、住所や保険関係も移さず、短期間の間こちらのほうで報酬を受けながら活動ができるというメリットがあるので、そちらのほうから関係を持っていただいて、将来的には定住や移住につながるような、そういう施策をとりたいということで、間口を広くした取り組みを行っていきたいということです。政府の方針としても、若者の地方転出倍増ということで、地域創生ということで、今年度、力を入れていくという方針が打ち出されているので、国の政策とともに宇検村も、受入れ体制というのを充実させながら、若者の取り入れっていうか、力をこちらのほうに入れていくっていう取り組みに進めていければと思っています。

○4番（海原隆家君）

この人口対策とは、こうすればいいという見本がないので大変難しい問題だと思いますが、我々

は、後世の人たちでこのふるさと宇検村を残していく義務があると思いますので、ぜひいい方向に行くように取り組んでいただきたいと思います。

次は、ふるさと納税については前回の議会でも質問しておりますが、新たな事業所や農家等の参入と返礼品の拡大を図るとありますが、新たな事業者や農家への参入とはどういうことか。農家の参入は分かりますが、新たな事業所の参入とはこの事業を民間に委託するということなのか、伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

農家は農産物ってということで、事業所で申し上げますと、令和6年度は、新たに入っていたその事業所が、マグロの関係で名瀬のいっちょう寿司っていうところが宇検村のマグロを卸しているということで、そちらのほうで返礼品の事業所として参入していただきました。宇検村産であればということなので、マグロなどの返礼品を求める声はすごく多かったんですけども、解体する場所がないということで、なかなか返礼品の追加が難しかったんですけども、いっちょうさんのほうで解体をして、そちらで柵として出荷ができるっていう、そういう流れがしっかりと組めましたので、そちらが返礼品として参入していただいております。こういう可能性というのは多くあると思いますので、まだ参入していない宿泊事業所とかお店であったり売店であったりっていう部分も何か特色を見つけて、それが返礼品になる可能性っていうのは大きいので、そういうところに幅広く参加していただけるような仕組み作り、声掛けをやっていければと思っています。

○4番（海原隆家君）

よく分かりました。ここ数年、右肩上がりにこのふるさと納税額が増えてきている現状にですね、村当局も満足せずに、新しい計画を立て、宇検村の名産品を全国に宣伝、発信するように取り組んでもらいたいと思います。

次に、農業用大型機械粉碎機導入についてという質問ですが、この問題は我々建設経済常任委員会では了承していますが、なぜ新しい粉碎機を購入するのか。また、当初購入予定でした固定式粉碎機から自走式粉碎機に買い換えるのはなぜか、村長の説明で分かりましたが、現在使っている粉碎機に、どうして切り替える必要があるのか、説明をお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在、令和6年度までは、堆肥の原材料のチップのほう、木くずのほうを、きょうのう開発工業というところに依頼をお願いをして、そちらの会社の粉碎機のほうで木くずを購入するという計画でしたが、その機械が結構古くなり、故障も多く、なかなか資材の確保ができないということで、奄美市の丸平リースと、瀬戸内町のほうから購入をしておりましたが、それに伴う運搬だとか人件費だとか、そういったものも費用として高騰しており、自前、宇検村として、その木くずを確保するために大型粉碎機を購入したほうが将来的にその原料の、安定した原料を捻出することができるという形で購入を検討したところであります。

○4番（海原隆家君）

固定式粉砕機よりも自動式の粉砕機のほうが多少値が張るんですが、それだけの利用価値があるということでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

当初計画しておりました固定式の粉砕機ですと、ある一定の場所において、そこに木材を運んできて同じ場所でずっと作業を行うということになりますが、この自走式になりますと、例えばどこかの現場で大量にそういった木材が出てきた場合に、そこに持って行って作業するということも可能だと思います。そういった理由で、自走式の購入を検討した次第であります。

○4番（海原隆家君）

自走式ですので、遠方の、こちら側が言えば宇検集落か、反対側にすれば屋鈍方面、そこらまでもその機械は運転して出向くことが、作業に出向くことができるでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今議員が言われたとおり、作業する場所に持っていくことは可能なんですけど、そこは機械を移した方が効率がよいのか、そこで発生した木材をまた指定した場所に持って行って作業するのかいいのか、それは検討しながら進めていきたいと考えております。

○4番（海原隆家君）

よく分かりました。次に、県道名瀬瀬戸内線の法面崩壊村道について伺いたいと思います。現在法面崩壊箇所は、金網の柵があり、周りに1t土嚢を積み、応急的な防止対策はありますが、県道ですので、県のほうで復旧計画は立てていると思いますが、どこまで村当局としては関与することができるのでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

こちらのほうで、この崩土の現場については、現場を確認して県のほうに対策を要望しております。県の意向としましては、道路維持管理業務日程ですね。パトロールを週に3回ほどやっておりますので、その中で確認をしていきながら、現場の状況や気象の状況によって対策をその都度講じていきたいという県からの回答でございます。

○4番（海原隆家君）

崩壊箇所の右側に、さっき同僚議員も言っていたんですけど、大きな木が、松の木が生えてますよね。その下には電線とか電話線がもう配線されているんですけど、あそこの木を伐採するというようなことは、あそこはもう村の、あそこまで県道じゃないんで、村の単独でできる作業じゃないのでしょうか。もしできるのであれば、二次被害が心配されますんで、そういう対策とかは取れないのでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

今、崩土がある現場に関しても民有地になっております。ですので、土地の理解が得られれば伐採は可能と思いますが、その辺も、県のほうで作業をして今回はしましたんですけども、その辺も含めて検討したいというふうに思います。

○4番（海原隆家君）

よく分かりました。次に、武道館横のコンクリート擁壁についての質問ですが、このコンクリート擁壁は法面崩壊を防ぐのに絶対に必要な構造物であると思いますが、豊かな自然風景を宇検村としてアピールし、観光誘致を行っている手前、なんとかコンクリート擁壁が自然の風景に馴染むような対策とかは考えていないのでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

こちらの擁壁もですね、先ほど村長の答弁にもございましたが、災害復旧事業にて設置している安全対策の施設であるためにですね、県としまして、自然とだんだんと景観と調和してくるということで、現在の状況のまま設置していきたいというような回答でございました。

○4番（海原隆家君）

1つの案としてですね、小・中学校の道路沿いのコンクリート擁壁前に植え込みがありますよね。ああいうような形でもいいので、ああいう対策をできないか、県のほうに要望などしたらどうかと思います。どうでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

できるできないはちょっと分かんないんですけども、要望することは可能であるというふうには思っております。

○4番（海原隆家君）

分かりました。次に、村道湯湾岳登山道入り口の通行止めについて伺うという質問ですが、この質問は前回にも質問したんですが、あの地層が動いているので、現在地すべりの調査中との答弁でした。その調査結果は村長の答弁で分かりましたが、村単独でできる事業じゃないので、ぜひ早めに宇検村の目玉商品であります、湯湾岳の登山道ですので、工事に着工できるように国のほうに要望などするようなことはできないのでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

村長の答弁でもございましたが、現在、詳細設計を行っております。地すべりと確定しておりますので、今年中に災害査定を受けて、その後、額が確定した後に実施設計に入っていくという流れになっております。以上です。

○4番（海原隆家君）

分かりました。それと、崩壊前に、崩落前の道路に通行止めの看板が立っていますが、宇検村はもう1つ、湯湾岳を登る登山道がありますよね。あそこを表示した看板などをあの場所に立てるような対策は立てれないかと思うんですが、これ、なぜこういう質問したかということですね、この間、東京のほうから、知人が田舎に来て、湯湾岳に登ろうとしたと。そしたら、立ち入り禁止という看板が立っていて、もう諦めて登らなかったって言われたんで、いや、別に裏道というか、そういうもう1つ宇検村から登る道がありますよというようなことを説明したんですけども、次の日にはもう帰るということだったんで、そういうことがないようにそういう看板とか設置したらどうかと思い

ますが、どうでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

議員がおっしゃるように、私もですね、現場の確認しましたが、迂回路の設置はございませんでした。観光サイドのほうからもですね、同じような要望がございまして、通行止めまで長期間にわたりますので、観光客対応のためにもですね、迂回路の看板を設置する予定で現在見積もりを取る段階に来ておりますので、早急に設置したいというふうに考えております。

○4番（海原隆家君）

この看板のことに關しては、もう担当者に説明し要望したところ、自然を売りにしてる宇検村にそういうあまり看板が立つのはふさわしくないんじゃないかという観光客の意見もあると。自分も確かにそうだと思います。その看板もですね、その四角とか長方形とか、そういうような看板にこだわらないで、もう宇検村を代表するような、例えばケンムンですか、ケンムンのような看板とか、ルリカケスとか、花でいえばそのハイビスカスはダメか、…とか、そういうような書いた看板に変えて立てたらどうかと思いますけども、どうでしょうか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

ありがとうございます。観光サイドの方ともですね、協議をしながら、村にあった迂回路の看板を設置していけたらというふうに思っております。

○4番（海原隆家君）

よろしくをお願いします。最後になりますが、所見でも述べましたが、これから自然災害の起きやすいシーズンが到来します。村当局にはしっかりとした対策、準備をお願いしたいと思います。これで私の質問は終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで4番、海原議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後2時00分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、川上議員。

○1番（川上真理君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、村政及び村民に関わる諸問題に対し、一般質問させていただきます。

まず、村有施設の公共トイレ整備について、4点質問を行います。

質問の一つ目ですが、村内の公共トイレは何箇所あり、和式と洋式の数及びバリアフリートイレ（多目的トイレ）の数について伺います。

質問の二つ目は、多くの村民が集まる総合体育館内、総合体育館前の公園内、ゲートボール場、弓道場、陸上競技場に設置されている各トイレの和式と洋式の数及びバリアフリートイレ（多目的トイレ）の数について伺います。

質問の三つ目は、和式トイレの利用は少ない状況にあると思いますが、トイレを洋式化することに対しての基本的認識について伺います。

次に、教員住宅の整備・管理の状況について、3点質問を行います。

質問の一つ目は、校区ごとの入居可能な教員住宅及び入居状況について伺います。

質問の二つ目は、空き部屋の管理状況について伺います。

質問の三つ目は、空き部屋の今後の活用について伺います。

最後に、児童生徒減少対策としての親子山村留学制度について、2点質問いたします。

質問の一つ目は、令和2年度から6年度までの5年間、親子山村留学制度を活用して本村に移住した件数及び人数について伺います。

質問の二つ目は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、この制度に対する問い合わせ及び見学の件数について伺います。

あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの川上議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

川上議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、村有施設の公共トイレ整備についての1点目の、村内の公共トイレは何箇所あり、和式と洋式の数及びバリアフリー（多目的）トイレの数について伺うとのことですが、村が管理する観光関連、教育関連、各集落公民館などの公共用トイレは103個あり、内訳は、和式トイレが20個、洋式トイレが83個です。和式トイレの占める割合は2割弱になります。多目的トイレは、観光施設に4個、教育関連施設に2個、村加工施設、結いの館に1個、阿室防災会館に1個、役場に1個で、村内の公共施設には計9個設置しております。

次に、2点目の多くの村民が集まる総合体育館内、総合体育館前公園、ゲートボール場、弓道場、陸上競技場に設置されている各トイレの和式と洋式の数及びバリアフリー（多目的）トイレの数について伺うとのことですが、現在、教育委員会で管理している公共トイレの状況ですが、トイレ数が34個あります。その内訳としましては、洋式が15個、和式が19個となっております。多目的トイレに関しましては、総合体育館及び元気のでる館にそれぞれ1カ所ずつ設置されている状況です。

次に、3点目の和式トイレの利用は少ない状況にあると思うが、トイレを洋式化することに対しての基本的認識について伺うとのことですが、和式トイレの利用者数については、現在減少傾向だ

とは思いますが、利用者が選択できる状況は残しておきたいと思っております。今後、随時、洋式化を進めていきたいと考えておりますが、ある程度の和式トイレも残しておく必要があるとも考えております。

私からは以上であります。

教員住宅の整備・管理状況についてと児童生徒減少対策としての親子山村留学制度についてのご質問は、教育長が答弁いたします。

○教育長（村野巳代治君）

それでは、引き続きまして、教員住宅の整備・管理の状況についてです。

1点目、校区ごとの入居可能な教員住宅及び入居状況について何うとのご質問ですが、今年度4月の状況で説明いたします。

久志校区については、入居可能な住宅が6戸あり、全て入居中です。田検校区については、入居可能住宅が10戸あり、全て入居の状態です。名柄校区については、入居可能な住宅が8戸あり、6戸の入居があり、2戸空いている状況です。最後に阿室校区ですが、8戸入居可能な状況で、7戸入居中で、1戸が空いている状況となっております。

2点目、まいります。空き部屋の管理状況について何うとのご質問ですが、これまでもですが、空いている教員住宅に定期的に清掃を入れるなどの管理は行っておりません。3月下旬の教職員の人事異動が発表され、入居者が決まれば清掃などを行い、教職員の入居に向けての準備を行っている状況であります。入居希望者が入居できない状況が起こることは避けたいため、管理方法については再度検討を行い、適正に管理が行える状況にしていきたいと考えています。

3点目ですが、空き部屋の今後の活用について何うとのご質問ですが、昨年の9月議会においても同様の質問がありましたが、今年度、村内の学校で勤務している県費負担教職員が58人、そのうち31名の教職員が村内に住んでいます。残りの27名については、村外から通勤をしている状況であります。現在、平田に1戸、名柄に2戸の空き住宅がありますが、空いている教員住宅に民間の方を入居させると、村外から通勤している教職員が年度途中で村内居住を希望した場合に、先に入居している人を、教職員の入居が決まったため、確約書により期間内退去をお願いしても、法的には退去依頼ができないため、空き部屋として残している状況です。開いている教員住宅の活用については、今後、検討していく必要があると考えております。

次に、児童生徒減少対策としての親子山村留学制度についての1点目です。

令和2年度から令和6年度までの5年間で、親子山村留学制度を利用して本村に移住した件数及び人数について何うとのご質問ですが、校区活性化対策委員会を設立し、親子山村留学を行っている学校が、阿室校と名柄校の2校です。令和2年度から令和6年度の山村留学の状況ですが、阿室校区に新規で来られた方が、4所帯7名の子どもたちが移住してきております。名柄校区においては、5所帯9人の子どもたちがこの制度を利用して移住している状況であります。

2点目の、令和2年度から令和6年度までの5年間で、この制度に対する問い合わせ及び見学の件数

について伺うのご質問ですが、問い合わせ件数については、年度ごとに申し上げます。令和2年度が28件、令和3年度が27件、令和4年度が54件、令和5年度が15件、令和6年度が12件あり、計136件の問い合わせをいただいております。また、体験入学等については、多くの活性化対策委員会に直接、希望者と連絡を取っていただいて受入れを行っている現状です。教育委員会で把握している状況は、令和4年度からの数値ですが、阿室校においては、令和4年度が2名、令和5年度が4名、令和6年度が4名、計10人の子どもたちの体験入学がありました。名柄校につきましては、令和4年度が11名、令和5年度が受け入れなし、令和6年度が1名の計12名の子どもたちの体験入学を受け入れている状況であります。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○1番（川上真理君）

ただいま、答弁いただきました。それでは、今の答弁を踏まえて、まず、公共トイレに関して再質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、現在、一般的に多目的トイレと言われている名称をですね、国土交通省も推奨しています、バリアフリートイレと呼称させていただきます。これには、やはり、設置された設備や機能は必要な人が対象であるという、そういう意味も込められていますので、よろしくお願いいたします。

まず、排泄というのは、人間にとって生命を維持するために不可欠な行為です。そのため、誰もが快適に利用できる公共トイレを整備していくということは、移動経路のバリアフリー化と合わせて、高齢者や障害者をはじめとするあらゆる人々が行動範囲を広げるための重要な要素となっています。そこで、まず、トイレを洋式化することに対しての基本的認識について先ほど答弁いただきました。先ほどの村長の答弁では、利用者が選択できる状況は残しておきたいということで、随時、洋式化も進めていきたいとは考えているけれども、ある程度の和式トイレも残しておく必要があるということでした。ただ、随時、洋式化を進めていく、その必要性はどこにあると思っていらいっしやいますか。

○村長（元山公知君）

快適に、先ほど議員もおっしゃったように、快適に利用したいという方がいるということで、洋式トイレをやはり、希望する方が、和式トイレを希望する方より多いから、随時、洋式に変えていくという考えであります。

○1番（川上真理君）

洋式トイレを洋式化するほうがですね、メリットが大きいということなんですよね。高齢者や特に足腰の弱い方、そして、介護の必要な人が利用がしやすいということや、それから、床面の汚れが少なく大腸菌の発生とかそういう感染のリスクが低いということ、それから、断水地でもバケツ1杯の少ない水で容易に流せるということで節水効果も高いということ、それから、特に災害時な

どですね、断水したようなときでも衛生的かつ簡単にですね、便座のところにですね、便袋の装着と、終わった後にそれを簡単に回収できるというところでいけば、洋式トイレというのは災害時用のトイレとしてカウントすることもできますので、ぜひ、今後のそういったところにも生かしていくことなのではないかなというふうに思います。このような視点で見たときにですね、教育委員会管理分の施設については、多くの村民が集まる場でありながら、先ほどの答弁にもありました、バリアフリートイレ含めても、洋式が15、和式が19ということで、和式の数が全体の5割を超えているという状況になっています。先ほどの洋式化にした場合のメリットという状況から言って、この、今、教育委員会が抱える施設について、この現状について良しと思っているのか、それとも改善する方針を持っているのか、まず、伺います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。先ほどですね、村長が答弁してあります、基本認識についてであります、教育施設に関しても予算がかかることですので、一気に全部やれるということではないので、随時、洋式化を目指して改修を進めていきたいと考えております。以上です。

○1番（川上真理君）

当然、予算がかかることですので、一気にとはということにはならないかと思いますが、今、随時ということでしたので、ぜひ、具体化していただきたいというふうに思います。そのうえで、いくつか気になる点について伺います。事前にこれについて資料もそれぞれの担当部局から頂戴いただきましたが、まず、高齢者が集まるゲートボール場についてです。私がいただいた資料には、ゲートボール場の男女共用のトイレについて、故障中というふうになっています。ここについては以前から修繕の要望が村民から出ているというふうにと思いますが、具体的には対応を検討しているのか、伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。運動公園内の公共トイレにつきましては、集落排水施設に接続されており、ゲートボール場のトイレも同様であります、集落排水施設の計画流量は、公共下水の計画流量と異なり、家庭の生活排水の流量にて計画されており、雨水などの流量は含まれておりません。しかしながら、梅雨時の長雨や台風などによる豪雨、また、大潮により消防署前の県道が冠水する際は、処理施設内に大量の不明水が流入し、処理施設内の各機器が過剰運転により機能を停止し、湯湾集落にある百二十数箇所のマンホールが満水になるという事態が発生いたします。その対応として、産業振興課の職員を中心に、庁内各課の応援をいただきながら、各マンホールを一つ一つ開け、バキューム車で汚水を引き抜くという作業をほぼ一日かけて行っている現状であり、特にゲートボール場のマンホールがある道路は膝下ほどの水位となり、大量の不明水発生原因と考えられているため、教育委員会にお願いして使用を控えさせていただいているという現状であります。

○1番（川上真理君）

ちょっとよく分からなかったんですけども、要は、トイレ自体には問題はないけれども、その

周りに問題があつて、大潮だったりそういった大雨が降ったりするときの排水の問題で、そのトイレを使用できないようにしているということでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

そのマンホールの不明水は、トイレからの不明水のみじゃなく、そこに接続している、例えば地盤沈下によりマンホールにつなが込んでいる管路が割れたりとか、そういった原因も考えられると思いますが、大雨が降るともう常に満水の状態でありますので、満水だとまた、作業もできないということで、使用を控えているということになります。

○1番（川上真理君）

では、地盤沈下による弊害等が起こっているということだと思います。それによって、そのトイレが使用禁止にしているということなのかなというふうに思いますが、それであれば、そういった状況をしっかりですね、要望を出してきた村民にお話はされているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。ゲートボール協会のほうから要望等、口頭ではありますが、ありましたので、私のほうから、先ほど産業振興課長の答弁でもありましたとおり、ご説明をしておりますので。はい。以上でございます。

○1番（川上真理君）

私が聞いたところではですね、何度教育委員会に言っても対応してくれないというような感じでしたので、事の重大さ、トイレ自体だけが問題じゃないというところをですね、しっかりとまず、説明していただく必要があるかなというふうに思います。でいけば、じゃあ、ゲートボール場を利用する高齢者の方々はですね、近くのトイレを利用することになるかなというふうに思います。近くのトイレを利用するということであれば、周辺のトイレで一番近いのが弓道場になると思います。弓道場がどのようなトイレになっているかということであれば、和式トイレ、全てがですね、和式のトイレになっています。やっぱり、高齢者に限らずですね、足腰の弱い方にとって、しゃがむという姿勢は苦痛を強いることになると思いますけれども、その点について、どのような、そこを利用してもらううえでですね、どのような説明とかしていらっしゃるのでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

今、ゲートボール協会から口頭ではありますが、要望が上がってきてるのが、今あるトイレの修理を急いでいただきたいというお話もあります。あと、弓道場のトイレの使用に関しては、今のところ、和式だからというような話は上がってきていないところですが、先ほどの答弁のとおり、施設ですね、随時、洋式化を進めてまいるということですので、優先順位を考えながら、はい、やっていければと考えております。以上です。

○1番（川上真理君）

私のところにはですね、ぜひ、そこも使えないし、ぜひ、弓道場のトイレを洋式化してほしいという強い要望も聞いております。村長の施政方針の中にもですね、高齢者が生き生きと暮らせるた

めには、高齢者の社会参加機会の確保と交流の場をつくることが大事だと、それが介護予防の促進につながるというふうにやはり、謳っていますので、施策の推進とですね、あらゆる人々が行動範囲を広げる、そして、生き生きと日常生活を送れることができるためにもですね、今、優先順位も考えてということでしたので、ぜひ、弓道場のトイレについては早急に洋式化する必要があると思いますので、ぜひ、ご検討いただければというふうに思いますが、村長、いかがでしょう。

○村長（元山公知君）

先ほど事務局長も答えたように、優先順位をしっかりと決めてしたいと思っております。また、弓道場に和式トイレしか今ないということですので、何らかの方法で早く使いやすいような方法がないかをまず、考えてやっていきたいと思っております。

○1番（川上真理君）

では、教育委員会管理の施設でもう一つ伺いたいと思います。総合体育館内にあるバリアフリートイレについてですけれども、使ったことがありますか。ないですね。入口のドアがですね、アコーディオンカーテンになっているんですよ。私もそれを、あそこ見に行ってちょっと驚いたんですけれども、聞いたところ、鍵はかからないというふうにも聞いています。もし、皆さんがですよ、外出先で鍵もかからないような、ちょっと押せば何か開いてしまうような、そんなドアのトイレをですよ、落ち着いて使用することができますかというのをまず、聞きたいです。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

私個人の意見ですけども、常に鍵がかかる場所を使用していると思います。

○1番（川上真理君）

ですよね。私もそうです。でも、長年、多分、私の記憶が正しければ、多分ずっとあの状態なのかな、あの状態、アコーディオンカーテンのままだったんじゃないかなという記憶があるんですけれども、自分が利用する人間でなければ、やっぱり、そんな状態でももう何とも思わないのかなというふうに感じました。全くですね、当事者に寄り添えていないなということと、それから、私はあの状態にしているということが、人権意識が欠如しているんじゃないかなというふうに、私は、私はそう思いました。早急な、そこについてはですね、ドアを直すと、新しく作り変えるということでは、さほど大きな予算もかかることではないかなというふうに思いますので、やっぱり、人権教育にも力を入れていっているわけですから、そういったところでは早急な改修が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

体育館の中の多目的トイレなんですけども、男子トイレの横にあるトイレですが、議員ご指摘のとおり、多目的トイレの出入り口はアコーディオンカーテンとなっておりまして、施錠をすることができません。ただですね、今後ですね、利用者のプライバシーの保護の観点からも改修は必要と考えております。対応を検討し、改修を行っていきたいと考えております。一応、向こうがですね、作りからしてスライドのドアはちょっと難しいので、工法とかを関係事業者と打ち合わせしな

がらちょっと進めていけたらと思っております。以上です。

○1番（川上真理君）

ぜひ、お願いしたいと思います。では次に、各集落の公共トイレについての質問です。洋式と和式の数でいけばですね、事前にいただいた資料によると、芦検の憩いの広場を除いてはほとんどが洋式となっています。ただ、バリアフリートイレについてはですね、さほど数は多くないなというふうに感じました。そこで質問ですけれども、一般の洋式トイレは車椅子やベビーカーが入るだけのスペースのあるトイレがあるのか、伺います。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。バリアフリートイレに関しては、もちろんその車椅子が入るのを前提で設計されておりますので大丈夫だと思うんですけれども、私の知る範囲内では、通常の集落の公民館などかはそういった配慮がされてないと認識しております。

○1番（川上真理君）

教育委員会管理のものも合わせてお願いします。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

保健福祉課長が答弁したとおりです。教育委員会管理のものも、多目的トイレに関しては車椅子で可能です。ほかのトイレに関しては、スペース上、車椅子での利用は難しいかと考えます。

○1番（川上真理君）

では、もう一つ、一般のトイレでベビーチェアのあるトイレがどれだけあるのか伺います。

○保健福祉課長（松井 学君）

福祉課のほうで把握している分では、一般のトイレではベビーチェアやベビーベッドが配備されているトイレはないと認識しております。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

教育委員会においても同じような状況でございます。

○1番（川上真理君）

そうなんですよ。私も全部は見えていませんけれども、私が見たトイレのところではベビーチェアが1台もついていなかったということで。これだけですね、子育て支援に力を入れている宇検村でですね、こういったところに小さな配慮が足りないというのは残念だなというふうに思います。子育て世代の視点でいけばですね、ベビーチェアの設置は必須だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（松井 学君）

議員ご指摘のとおり、一般のトイレにはそういった配慮が今のところなされていないんですが、バリアフリートイレのほうもですね、近年建てられたバリアフリートイレに関しましては、様々な機能が義務化されておまして、もちろん、車椅子だったり、着替え用の台だったり、オストメイトだったりとか、おむつ交換台、ベビーチェアとか、そういうのが必須になっておりますので対応

されているんですが、先ほど体育館の話もされましたが、古い建築年度の多目的トイレのほうがですね、基本的に車椅子のみを考えていて、あってもベビーチェアが1カ所あるぐらいというところですので、福祉を担当する部署としては、まず、多目的トイレの充実、そちらを最優先していけたらと思います。普通のトイレに関しましては、やはり、トイレの面積等も関係しますので、先に多目的トイレのほうを優先して改修をしていただいたうえで、普通の一般のトイレにはそういった配慮が順次、できたら一番良いのかなと考えております。

○1番（川上真理君）

多目的トイレを充実させることを優先をしたいということでしたが、なぜ私がこういう質問をしたかということ、今、言われてたバリアフリートイレというのは、たくさんの機能を1カ所に備えるというところで、聞いたところ、1千万単位でやはり、お金がかかるというふうにも聞きました。私は、すべての公共トイレに多目的トイレ、バリアフリートイレを設置せよというふうには言いませんけれども、機能を分散させることで費用を抑えるということではできるというふうに思います。例えば、生勝公園のトイレ、バリアフリートイレはですね、先ほど課長も言われていたとおり、オストメイトの対応もできるトイレになっていますけれども、例えばですね、オストメイトの方と、あと、車椅子を使用する方が同時にそのトイレを使用したいと思った場合に、どちらかが待たなきゃいけなくなりますよね。でも、一般のトイレで、例えば車椅子1台、ベビーカー1台入るような、スペースのちょっと広く取ったトイレがあれば、ある意味2人同時に、トイレを誰も待たずに、トイレを使用することができるというふうに思います。また、乳幼児連れで保護者がトイレを使用したというときも、一般のトイレにベビーチェアだったりベビーカーが入れるだけの、そのまま入れるだけのスペースがあれば、わざわざその人がバリアフリートイレを使用しなくても良いわけですよ。機能を分散することで利用者が分散する。そうすれば、このバリアフリートイレしか使えないという人が待たずに、やっぱり、そのトイレを使うことができるというふうになります。普段はあまりですね、そこまで必要性は感じないかもしれませんが、例えば人が多く集まるようなときなどはですね。逆に、バリアフリーしか使えないという人が待ち時間が長くなるというようなこともあります。これは国土交通省もそういった調査をやはり、していたりしますので、国交省もガイドラインでですね、トイレの機能を分散化させるというようなことは示しているというふうに思いますので、ぜひ、今後、改修するトイレや、それから、新た設置する際にはですね、こういった視点も含めてご対応いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村長（元山公知君）

制度も昔からだいぶ変わってきて、だんだんだんだん、昔はやはり、数を多く増やしたほうがトイレは良いみたいな話もあったり、それで、今はしっかりとそのスペースを持つトイレが必要だということもありますので、ただ、それをこう改築、すぐすぐできるということはまだ難しいと思うんですけど、今、議員がおっしゃったように、今後作っていくものに関しては、先ほどおっしゃったような、今、国土交通省も示していると言っている分散化ですね。そういうのをしなが

ら、またいろいろと、例えば国の補助金、県の補助金もあるんだったら、その国・県の方々との協議をしながら、うちの村ではこういうことが必要ですというのをまた、要望しながら、伝えながら、新しい施設、今度改修することに関しても、そのことを念頭に整備していきたいと思っております。

○1番（川上真理君）

一つ念を押しておきますけれども、ベビーチェアなどですね、設置する際に、女性用トイレにだけ設置しないようにしてくださいね。今、パパママ育休なども始まっていますし、男性も当たり前育児をする時代ですので、しっかり男性用トイレにもですね、同じような機能をつけていくということは大事な視点だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、次にですね、同じ村内の公共トイレのところで、須古、部連、名柄、佐念までの間にですね、1カ所も公共トイレがない空白地帯が生まれています。この状況への問題意識は持っていますか。

○村長（元山公知君）

以前から観光施設とかトイレの要望があったことは事実であります。しかし、そこに例えばトイレを設置する費用とか、例えばまた、集落排水等がそこにはなく、なかなか設置がしづらいということがあったので、今現在、そこにはない状態であると考えております。

○1番（川上真理君）

先日、名柄商店に須古から来た人が、崎原方面に向かう人が、もう我慢できなくて、名柄商店に駆け込んできて、トイレ貸してくださいとかいうような感じもよくありますけれども、莫大な予算もかかることですし、いろんな問題点もあるかと思いますが、観光の面から言ってもですね、ちょっと行けばトイレがあるというような状況は安心感にもなりますし、外に出るバリアフリー化にも有効だというふうに思いますので、ぜひ、今後、そういったところもご検討いただければというふうに思います。

この課題の最後ですけれども、秋には、先ほどもあったように、この宇検村で国際シンポジウムが開催されます。また、最近よく見ますけど、海外からの観光客も多くて、よく自転車で村内をずっと走っていらっしゃる方によく会うんですけれども、こういった観光振興の観点から言ってもですね、多種多様な機能が配備されたトイレに関する情報がですね、的確にそういった観光客であったり、今度、宇検村に遊びに行こうって思っているような人たちに、その情報が的確に伝わるようにすること、そして、効果的にそれがね、利用されるようにすることというのが必要だというふうに思います。トイレの表示ってあんまりないです。トイレの表示ってないですよ。そういった意味では、トイレの表示も含めてですね、宇検村のホームページなどで、やはり、この公共トイレにはこういう機能を持ったものがありますよとかいうものを、ぜひ、そういった情報も分かりやすく情報提供をしていただければということをお願いして、次の質問に。はい。じゃあお願いします。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。一点ですね、お伝えするのを忘れていました。今、各集落の区長さんをお願いして、公民館のトイレを開放するようにお願いしてあります。今、先ほどあった区間については、部連集落が一応、解放されているということです。もう基本的にはトイレのお話は役場のほうにはかなり来ていますので、問い合わせ等来ていますので、集落の区長さんをお願いして、公民館を開放するようにお願いしているところです。

○1番（川上真理君）

では、時間もなくなってきましたので、次に移ります。

次に、教員住宅の整備・管理の状況についてです。先ほど、入居可能な教員住宅の入居状況、それから、空き部屋の管理状況についてご答弁いただきました。入居可能な住宅として、名柄校区は空き家が2件あります。実はですね、こういうことがあったんですよ。4月に、名柄校に移動して来られた教員に対して、名柄のその教員住宅がガラス窓が割れていたり、室内が汚いということで、阿室の教員住宅に入居してもらうということがありました。本人はですね、やっぱり、通勤時間の問題であったり、当然、道も慣れていませんから、通勤時間の問題であったり、やはり、台風などですね、災害などのことも考えて、できれば名柄に住みたいという希望は持っていたにもかかわらず、いや、ちょっとあまりにも汚いからということで入らなかったということです。先ほどの答弁で入居可能な住宅というふうに言われましたけれども、この2件については入居可能な住宅とは呼べないんじゃないでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

先ほどの答弁でもありましたが、定期的に掃除を入れたりとかしている状況ではございません。近隣の自治体においても本村と同様の対応をしている状況ではありますが、まさに先ほど議員が言われたとおり、3月末のギリギリにならないと配属校が決定しない講師などがあることも事実です。今後ですね、空き部屋に関しては、作業員と調整をしながら、3月上旬から中旬にかけて、大きな改修とかはできないかもしれませんが、室内の掃除だったりとかを入れて、入居後に窓ガラスだったりとかそういったのが修理できればやっていけたらとは考えております。以上でございます。

○1番（川上真理君）

今ですね、3月上旬から中旬に、大きな改修はできないかもしれないけれども、点検してやっていくということでしたけれども、宇検村公共施設等総合管理計画の中の教育施設のところに、教員住宅の管理について記載があります。ここについてですね、財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、今後、計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な教員住宅の供給を推進していきますと書いていますし、計画的に点検や修繕を実施をすると、既存ストックの適正な維持管理に努めるというふうに言っています。大きな改修はできないかもしれないけどじゃなくて、ちゃんとこういう計画でそういったことをやるんだというふうに、で、これは、長寿命化の実施ということですね、載っているんですけども、今のあれだと掃除ぐらいしかできないというような話で

すけど、この教員住宅、どのように管理していくおつもりですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今後なんですけれども、築年数が古い住宅等、入居がもう見込めない住宅等があった場合に関して、教育財産から一般財産に転用を行って、定住促進住宅として再改修して、一般の方々に入居していただくような状況も作れるのではないかと考えております。以上です。

○1番（川上真理君）

まだ定住促進の話はしていないんですけれども、先ほどの答弁の中でも、令和6年度の第3回の定例会です、これについては同僚議員が質問をしています。その際に、先ほど回答したとおりのことなんですけれども、あの後ですよ、その第3回の定例会の後、議員からの指摘も受けてですね、今後、財産管理の中の修繕費と予算を精査しながら計上していけたら良いと考えるというふうな答弁もしているんですけど、その第3回の定例会後、年度内で、その名柄校区にかかわらず、他の校区の空き家住宅の点検を行ったのか、伺います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

ほかの生勝の教員住宅は、3年間、空いていたんですけれども、生勝に関しては定期的にですね、実際、アリがすごく出たということもあって、アリの死骸の清掃だったりとか、そういったのは定期的には入れておりました。以上です。

○1番（川上真理君）

基本的にはそんなに、それほど点検は実施をしていないということだというふうに思いますし、なので予算論議もしなかったということでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

教員住宅におきましても、予算は財産管理費の中の修繕費の中で行っております。近年ですね、各学校のエアコンだったり、建物が古くなってきて、それ以外にもちょっと予算を使っておりますので、なかなか予算がそこまで回らないという状況もありますが、そこに住んでいらっしゃる先生から要望があったときには逐次対応している状況でございますので、その辺を了解していただければと思います。

○1番（川上真理君）

先ほど事務局長のほうから定住促進の話がありましたけれども、そう、この本村では、この定住促進空き家活用事業による空き家の提供などもですね、村民に呼びかけているところなんですけれども、そうする一方で、教員住宅についてはですね、まあ私に言わせればですよ、ずさんな管理のままで放置しているというような状況だと言わざるを得ないかなというふうに思います。時間がないのでですね、最後の親子山村留学制度の件とも絡めて話をさせていただきますけれども、児童生徒減少対策としてのこの制度なんですけれども、先ほど回答あったとおり、令和6年度については12件の問い合わせがあって、阿室校区については1世帯3人が来られていたというふうに思います。でも、名柄校区についてはですね、空き住居なしで募集停止というふうになっていました。何度も繰

り返しますけれども、一方ではですよ、ずさんな管理で放置された住宅があるにもかかわらず、家がないから留学生は受け入れられませんと。でも、その教員住宅も、入りたくても結局、教員すら入れないというこの矛盾した状況ですね、どう説明されますか。

○教育長（村野巳代治君）

見方によっては矛盾ということもあるかもしれませんが、教員住宅は教員用の住宅でありますし、山村留学は子どもさんたちが入る住宅ですので、それを同じに考えることはできないと思います。山村留学について、来て見てみたいと言って体験で1週間とか入ってこられる方が何組か、昨年度もあったわけですがけれども、今年度もあったんですけども、現実的には入ってきている子どもは、さっき答弁でお答えしたとおりということであります。この山村留学制度の根本的な目的というか、これ、私はこのように捉えているんですが、学校の存続と言いますかね、随時、ホームページで名柄と阿室については広報している格好ではあるんですけども、そこで希望している、来られる方々全てを受け入れるというのは、こちらの体制としてもこれはまず無理だろうと思っておりまして、こう、何かバランスを取りながら、ここ11、2年、名柄と阿室についてはきているのかなと思っておりますので、確かに入りたいと言って来られた方々が、家が、空き家がないのでというのは、これはできるだけ避けるように空き家探しをして、準備していかないといけないと思うんですけれども。はい。そういうところであります。以上です。

○1番（川上真理君）

教員住宅は教員のためというのはよく分かっています。でも、その教員も入れない状況にあるのが今の現状なんじゃないかなということです。それと、確かに全ての留学生を受け入れることは無理かもしれません。でも、家がないから募集停止って、その年度ですよ、というのは、本気で人口減少、まあこれは教育委員会の問題だけじゃないですよ。本気で人口減少に歯止めをかける気があるんですかって。もっとね、真剣、人を増やす施策を、片や一生懸命やっているんだけど、それがうまく噛み合っていないというか、ところが見え隠れしているなというのが、ちょっとこの問題を見ながら感じたところです。

時間がないのでちょっとまとめに入りたいというふうに思いますけど、名柄集落に特化した話をさせていただければですね、集落は小さいですけども、やはり、学校もあって、それから、郵便局もあって、お店もあって、そして、日本マグロのようなですね、大きな企業もあるということで、また、峠一つ越えれば瀬戸内という立地条件にもあるので、瀬戸内へのはですね、通勤もしやすいという場所になっています。ある意味、人口が増える要素を持っているのではないかなというふうにも感じています。ただ、家がないというところでいけば、空き家活用事業もですね、一生懸命されてはいますけれども、空き家も空いてはいるけど、様々な、荷物の問題だとか、様々な制約から、すぐに提供できる状況にもないというふうにも思いますので、村内の中心部にだけ人口が集まるような状況を作るのではなくてですね、全ての集落の地域活性化のためにも、柔軟な教員住宅の活用であったり、それから必要なところには新たな住宅の建設なども含めて、検討していく必要が

あるのではないかというふうに思いますが、最後に村長、お願いします。

○村長（元山公知君）

今、湯湾にも1戸建ちました、民間との、また、家賃補助制度の、また、使った住宅が建っています。それをまた今後、我々としては、また、名柄集落で例えばそういう民間の方がいらっしゃれば、もう大変ありがたいなと思いながらですけれども。また、今、空き家の対策が、今、進めているんですけど、なかなか今度は空き家を貸してくれる方々がいらっしゃらない、少ないという中で、それも進めながら、また、今後、定住促進住宅を作っていくことがどうなのかというの、また、ちょっと庁内でしっかりとまた検討して、また、どこにどのように、また、そういう整備していくのか、それとも、やはり、民間の企業との、また、連携が絶対に必要なのかというのもちょうと色々考えながら、検討していきたいと思っております。

○1番（川上真理君）

課題は山積しておりますが、ぜひ、丁寧にですね、対策を練って、人口減少にやっぱり、歯止めをかける、そういう施策を打ち出していきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

これで1番、川上議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時10分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第6 承認第2号 専決処分 令和6年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件

○議長（喜島孝行君）

日程第6、承認第2号、専決処分、令和6年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第2号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第2号は、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算から2億4,582万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ49億6,237万円とするものです。地方自治法第179条

第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（吉永常明君）

すみません。23ページ、諸収入の雑入のところの1節と2節、これ、どんと券を雑入でマイナスして、また新たにどんと券販売収入と同じ項目を入れ替えているの、なんか意味があるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今6年度に関しましては、このどんと券を、物価高騰の国の予算を入れているものですから、雑入の一部ではなく、別の節を独立させて収入を設けさせていただきました。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

28ページの2、2、1、18の補助金510万の減額となっておりますけど、この主なものの補助金、これは、補助金は一括されて上がっているんですけど、500万の減額の品物は何でしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この補助金は、移住支援金、これなどは大体内地から入ってくる方々に補助をするんですけども、概算で組んでいるので、実績がなければ落とすという形になって、計上よりも実績がなかったという部分です。あとは、特定地域づくり協同組合が設立されました。そちらのほうも雇用は3名から4名ということで計画をして補助金で計上しておりましたが、実際にはまだ一人しか採用されていないということで、実績に応じて減額させていただいております。そちらが主な要因となっております。

○5番（肥後充浩君）

30ページの37、災害対策で12の委託医療で業務委託の480万、これは多分行政無線の更新のお金だったと思うんですけど、480万も余ったということで、これで更新ができたんですか。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。ちょっとここを精査はしてございませんが、ちょっと後で確認はさせていただきたいと思います。この分でできたとうふうに思いますが、ちょっとここは調べます。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

50ページの地籍調査での委託料で2,225万3,000円の減額になってますけど、確か当初は4,000万を

組んでたはずなんですけども、1,800万ぐらいの事業しかなかったということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

地籍調査事業の委託料につきましては、予算編成にあたり概算要求額を計上しておりましたが、実際の県からの通知額に合わせて事業を行っているため減額されております。

○5番（肥後充浩君）

ということは、事業量、これは半分ぐらいになったということですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員のおっしゃるとおりです。

○5番（肥後充浩君）

その下のページの14の鳥獣対策の補助金なんですけど、116万4,000円減額なってますけども、これはやっぱりその分の申請とかそういったのがなかったということですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

鳥獣被害防止対策につきましても、各農家からの要望により自治体の活動費の補助金を若干多めに予算化しておりましたが、実際は9件にとどまり、それに見合わなかった分を減額しております。

○5番（肥後充浩君）

53ページの…5、2、2の備品購入費で車両が113万6,000円減額になってますけど、当初250万の予算化してるんですけども、百何十万で車がこれ購入できたのかどうか。なんで下がったのか、そこまで。

○産業振興課長（柳 栄治君）

これは、林道パトロール車を購入する予定で、当初は森林贈与税のほうを活用して乗用車を購入する予定でありましたが、活用に関して、大きい車よりも軽の四輪駆動の車のほうが効率が良いということで車種を変更したため、この分減額をしております。

○5番（肥後充浩君）

57ページの7、3、1ですか、土木費の中での負担金、当初1,180万円組んで、今度940万円の減額してるんですけども、事業のこれは未実施なためですか。

○建設課長（辰島伸乃介君）

これは急傾斜事業の負担金になります。当初は1,180万組んでおりましたが、これも県が示した数字でございまして、実際にかかった費用でよりますと240万ということで、940万減額させていただきます。

○5番（肥後充浩君）

61ページの振興育英費の990万、これ減額されてますけども、この借りる人がこれだけいなかったのかどうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

当初ですね、当初予算では対象者全員分の貸付金を見込んでおりましたが、実際借りる人が少な

かったための減額となっております。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

○1番（川上真理君）

30ページの37目と、それから45ページの4款の11目、再エネ導入事業費とそれから温暖化防止対策費についてです。6年度は、これについては多分ゼロカーボンシティを目指す上での費用だというふうに思いますけれども、仕切り直しというところで、令和6年度については大きな予算はついていなかったというふうに思いますが、今どういう状況で、どういう段階なのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○住民税務課長（小松洋仁君）

45ページの4款1項11目、地球温暖化防止対策費、これはですね、私ども住民税務課のほうでやっております、役場、関係する施設のCO₂排出量の削減目標数値を設定をして、毎年度の実績を電気料からと車の燃料費から換算をして集計を上げて次年度以降公開するっていうのに関連する予算で、大体こんな感じの予算を毎年計上させていただいてるところです。以上です。

○1番（川上真理君）

じゃ、30ページの36目の再エネ導入事業費についてはどうですか。ここは、そのゼロカーボンシティを目指す上での費用に充てられるところでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

国に申請していた大きな事業はちょっと取り下げを行った関係で、ここに組んでいるのはもう当初27万9,000円と、職員の勉強をする、もしくはその委員会を徴収するっていう部分のみの予算計上でした。

○1番（川上真理君）

取り下げしているのは承知をしているところです。この間もそういう説明を受けていますので。私が聞いているのは、この事業取り下げをして一旦仕切り直しをしていて、今、今後ですよ、今後どういう方向で進んでいくのか、どういう今申請をする準備を進めているのか、新たにですね。だから、どういう段階なのかっていうのをお聞きしたいということです。

○企画観光課長（辰島月美君）

項目は再エネ導入になっているんですけども、ゼロカーボンシティをしていますし、二酸化炭素の排出抑制とか再エネの導入でどのような手段があるかっていう部分は随時課内、そして庁舎内でも共有しながら検討を行っているところです。以上です。

○3番（壽山新太郎君）

50ページ、先ほどの12目の地籍調査に関連しまして質問しますが、12節の委託料減額の理由は承知しましたが、この令和6年度の地籍調査、多分芦検地区だったと思いますが、これは計画的に6年度は進捗、計画的に進んでいる、進んだのか、そこあたりをちょっと聞きます。

○産業振興課長（柳 栄治君）

概算要求額では、計上した面積を調査する予定でありましたが、今年度また芦検集落、引き続いて調査をいたしますので、事業の進捗としては、もう県内ほかの市町村も半分程度の内示額でしたので、それに合わせて進めておる状況です。

○3番（壽山新太郎君）

じゃ、もう1点、先ほどの61ページ、奨学金の貸付、これ私質問しようと思ったんですけど、肥後議員に言われましたので、借りる人が少なかったということなんですが、実際、令和6年度は何名借りて、幾らぐらいの貸付の実行額だったのか、そこあたり教えてもらえますか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

ちょっと数字は今持ち合わせておりませんので、あとでまたご連絡差し上げてよろしいでしょうか。

○3番（壽山新太郎君）

こんだけ減額でございますので、その令和、今年度は来年の3月、2月、1月ぐらいですか、募集かけてするのは。今どういった形で、何回も一般質問で質問させてもらってるんですけど、今どういった形で、そういう推進っていうか、借りるためにですね、そういうPRとか、どういった形で学生さんとか親御さんには周知をしているんでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

対象者のご家族に対して文書等を直接発送して、申込み期日がいつからいつまでで、あと決定するのがいつごろというような通知を出しておりますので、そういった形で周知のほうはさせていただいております。

○3番（壽山新太郎君）

事前説明会とか、そういったのはされているんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

私の記憶しているところでは、以前、去年は直接通知をしまして、申込み方、家族に対して直接説明をしてたというような状況なんですけども、以前は、申込み者が多かった影響もありまして、一旦元気の出る館の講座室に希望者を集まっていたいただいて説明会をしたという状況もございます。

○3番（壽山新太郎君）

この育英財団資金は原資が3億でしたっけ、ありますので、せっかく引き継いだ3億でございますので、やはり教育資金というか、そういった関連で有効活用していただければと思いますので、そういったPRとか周知方ですね、徹底方、お願いします。以上です。

○7番（吉永常明君）

1点だけ、2点、31ページの39目、40目の19節のマイナスの説明をお願いします。

○住民税務課長（小松洋仁君）

39目、19、扶助費ですね。これが新たに非課税世帯均等割のみの課税世帯に対する交付金、これ

が当初見込んだよりも実績として、これが29世帯290万円で調整給付、これが定額減税により減税しきれなかった分を給付しますっていう給付金になってるんですけども、こちらも当初見込んだよりも給付世帯のほうが少ない、290人で、扶養込みで552人に対して1,349万円の給付でした。なので、当初見込んだ分から実績の分をマイナスした分が減額の補正の要因となっております。それから、40目なんですけれども、こちらのほうも当初少し多めに見込んでおりましたので、6年度、住民税均等割非課税世帯とそれから6年1月2日以降に転入された非課税世帯の方々に対する給付金です。これも407世帯実績として1,212万1,000円が実績として上がってきておりますので、当初見込んだ分からのマイナス分を今回マイナスで計上させていただいております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

なければ質疑なしと認めます。

○総務課長（泉 清一郎君）

先ほど肥後議員から質問のあった30ページ、2、1、37の12の480万の減額ですが、これは非常用発電機を見込んでいましたが、更新を翌年度に回したということです。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

なければ質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分、令和6年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第2号、専決処分、令和6年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第7 承認第3号 専決処分 令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
承認を求める件

○議長（喜島孝行君）

日程第7、承認第3号、専決処分、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第3号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第3号は令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から434万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億6,207万8,000円とするものです。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第3号、専決処分、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第8 承認第4号 専決処分 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算につ

いて承認を求める件

○議長（喜島孝行君）

日程第8、承認第4号、専決処分、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第4号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第4号は、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から857万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,232万4,000円とするものです。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

6ページ、歳入の1款4目、その他診療報酬収入のところで253万円ということで挙っておりますけれども、そのその他の診療報酬が増えた要因について教えてください。

○保健福祉課長（松井 学君）

当初予算のほうには計上しておりませんでした、外部の医師の嘱託医の契約分がありますので、その分で計上させて増えております。以上です。

○1番（川上真理君）

それは宇検診療所のドクターが外部と契約をしたということですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

診療所のほうが外部と契約という形になっております。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

○3番（壽山新太郎君）

9ページの2款1目10節のですね、医療医薬材料費の220万の減額、こちらの理由の説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（松井 学君）

一旦、補正予算のほうで医薬材料費は増額補正さしていただいた経緯がございますが、コロナのワクチンだったりとかインフルエンザのワクチンとか、これまでは使わなかった分は業者さんに引

き取ってもらえなかったんですけども、今年度引き取ってもらえるということで、その分が大きく余った要因となっております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第4号、専決処分、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第9 承認第5号 専決処分 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（喜島孝行君）

日程第9、承認第5号、専決処分、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第5号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第5号は、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から987万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,471万1,000円とするものです。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第5号、専決処分、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第10 承認第6号 専決処分 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（喜島孝行君）

日程第10、承認第6号専決処分、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第6号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第6号は、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から896万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,036万7,000円とするものです。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第6号、専決処分、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第11 承認第7号 専決処分 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について承認を求める件

○議長（喜島孝行君）

日程第11、承認第7号、専決処分、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について承認を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第7号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第7号は宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、宇検村湯湾2937番地64、山下潤一氏を地方税法第423条第4項の規定に基づき宇検村固定資産評価審査委員会委員に選任したので、地方税法423条第5項の規定により議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

すみません。この承認については全然異議はないんですけど、この人事案を専決処分した、なんか特別な理由があって専決したのかどうかをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○住民税務課長（小松洋仁君）

この固定資産評価審査委員会委員というのは、固定資産の課税台帳に登録された価格に関する情報、評価額にあたります。これに対する不服を申し立てが出た場合には審査をするっていう形の委員になります。欠員が発生して、この税法の中で遅滞なく補欠員を選任することとなっているんですけども、こちらのほうで選考する準備をして体制が整った時期が、ちょっと議会がもう既に閉会中の時期にずれ込んでしましまして、4月1日からは令和7年度の固定資産の賦課が始まるという形になっております。それから、4月、5月と、その賦課に基づいて課税台帳の縦覧期間に入ってきます。この期間に不服申し立て等があれば固定資産評価審査委員会を開かないといけないという状況でございましたので、ちょっともう6月議会まで待ってられないという形で、今回、先に選任をさせていただいて、専決をさせていただいて、承認を今回お願いをしているという流れになっております。以上です。

○7番（吉永常明君）

意味は分かります。さっき課長が説明されたように、今この評価委員3名おられると思うんですけど、その2名でその間の対応はできないわけですか。必ず3人でなんかあった時に審査をしなきゃならないんですか。

○住民税務課長（小松洋仁君）

法律のほうで3名以上の委員をという形で決められておりますし、遅滞なく補欠委員を選任することとなっている関係上、もうちょっとこちらの判断としては3人揃っているほうが望ましいであろうという判断をしたところです。以上です。

○7番（吉永常明君）

なんでそういうことを聞くかと、結局これ人事案なんで、そういうことはないと思うんだけど、例えばいろんな人事をこれからやっていくっていうのに専決してこうして出されたときに、もう議会の意味がないような気がするんですよ。だから、どうしてもって言うなれば分かるんだけど、そんなに今の話を聞いたら急ぐ必要もなかったのかなと、6月議会でも十分間に合ったんじゃないかなというふうにちょっと思ったもので、そういう質問させてもらったんだけど、村長、どうですかね、今後、こういう人事案について。

○村長（元山公知君）

本当にこの特例のようで、これまでもこういうことはなかったと思いますが、先ほど課長からも説明があったとおり、その体制を整えなければいけないという中で、今回のこの固定資産評価審査委員会の委員に関しては特別にそのような対応をして、また議会のまた承認を得なければいけないということで、そういう判断をしてこのように専決処分に至ったので、今後はこのようなことは2度と起こらないようにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ございませんか。

なければ、質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分、宇検村固定評価審査委員会委員の選任について承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

したがって、承認第7号、専決処分、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第12 議案第28号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第12、議案第28号、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第28号について提案理由のご説明をいたします。

議案第28号は、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に8,067万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ41億2,437万1,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎君）

11ページの2款22目D X推進委託料329万5,000円、デジタルアドバイザー業務委託料ということで300万ほど計上しておりますが、これなんか特別、そういう専門職の方を招いて、に対する委託料なんでしょうか。

○総務課長（泉 清一郎君）

お答えします。宇検村では、D Xフェローの設置用要項というものを令和6年の12月13日に要項を設置しまして、令和7年2月6日に陣内裕樹さん、小出泰久さん、これは行政サービス等のデジタル化や福祉向上のD X化、地域社会のD Xなどについて専門的な知見や経験を用いて助言を支援いただくということでお願いしているところです。今回については、村でもD X化に向けて進めていこうということで、この方たちのアドバイスを聞きながらですね、ちょっとそれに向けての業務委託の費用として今回は計上させていただきました。

○3番（壽山新太郎君）

この件につきましては、以前私はD X関係のやつで一般質問させてもらって、ちょっと気になってるところがあったもんですから、なんで聞いたかと言いますと、これ一般財源で組んでますよね、329万5,000円。D X推進、本当に大事な、今後大事なところになってきます。住民サービスにもつながってきますので、ぜひともですね、一般財源で出している関係上もありますので、さらなるD X推進の推進ですね、慢心していただくのをお願いします。

もう1点が、16ページの5款、この堆肥センターの備品、17目の700万の粉碎機の機種変に伴う増、これ、先ほど同僚議員が一般質問でした機種変更、その固定式から自走式に変更した分の費用でございいますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほどの一般質問の中でもあったように、固定式の粉碎機から自走式に変えた見積もり額の差額の分を計上しております。

○3番（壽山新太郎君）

こちらですね、財源が一般財源から出しているところでございますので、これは当初、見積もりが、最初はこの固定式で走る予定で、今回いろんな理由で、一般質問でもあったんですけど、自走式に変更しましたということで700万増えてるということですよ。それはそれで構わないと思うんですけど、一般財源から出していることを勘案しまして、やはり農家の方とか村民にはですね、こんだけかかったよという丁寧な説明が必要だと思いますが、そこあたりですね、慎重にしていきたいと思います。住民が使うやつですので、そういったところは丁寧な説明方をですね、1つよ

ろしくお願いをいたします。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

○7番（吉永常明君）

今の粉砕機の話なんだけど、当初で4,000万組んでるんですよ。これ、ここに、物品売買契約書には3,100万なんです。ここでなぜまた700万の補正が上がってるのか。ちょっと納得がいかないんだけど。

○産業振興課長（柳 栄治君）

当初予算で計上しました4,000万は、粉砕機とスクリーンを購入する金額になります。今議案のほうに提出している分は粉砕機のための金額となっておりますので、その執行残を含めてスクリーンを購入するということになるんですが、実際、補正を上げる段階では入札が終わってなかったんで、どれだけ執行残が出るかっていうのは把握できてなかったんで、実際には、またスクリーンを購入する際に9月議会のほうに議案のほうを提出して、その差額の分につきましては、先ほど壽山議員がおっしゃったとおり一般財源ですので、速やかにまた予算を落とすという手続きになると思います。

○7番（吉永常明君）

これ、当初の4,000万から3,100万の売買契約で、残り900万ぐらいあるんだけど、それでも足りなくてその700万を追加したってことですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

スクリーンの価格が約1,000万ほどでしたので、それでその差額を計上したんですが、それもまた、入札をかけるということと、また物価高騰、そして海上輸送などに伴って若干多めに予算は計上させていただいておりますが、実際は契約を結んだあと、必要な費用だけ計上する予定にしております。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

○5番（肥後充浩君）

11ページの委託料で、交通空白解消事業委託料約2,700万ぐらい組んでますけど、これはどことの契約なのか。それと、その17の備品450万、これは同じ交通空白で電気自動車ってなってますけども、まだ委託事業が始まってないのにここで購入のお金が上がってる。なんかおかしくないですか。まだこの委託契約ってどういう契約を委託するんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

公共ライドシェア実証運行事業で国に申請した事業が採択されました。歳入のほうにも、8ページ、交通空白解消事業補助金として歳入2,094万7,000円追加計上させていただいております。当初は、事業申請した事業が採択されるかどうかというのがはっきり分からなかったんで、当初予算で

は、定額の歳入が500万、そして歳出が500万ということで計上させていただいております。申請を上げたこの実証運行に係る大きな見積もりの3,792万1,000円という部分が全額採択となったので、その差額を歳入に計上させていただいております。500万が定額で、それを超える部分が3分の2の補助ということになっております。歳出のほうに戻るんですけども、11ページです。この交通空白解消事業の委託料のほうの2,693万円、これが事業費、総事業費から備品購入費の450万を引いた部分を委託としているんですけども、事業費全体の中では、実証運行を行うのが村内一円となっているので、各校区に車両を導入するっていう、4台導入するっていう、その費用も入れております。しかし、この450万、1台は電気自動車を想定しているので、宇検村は持続可能なまちづくり協定として日産自動車と協定を結んでいますので、この電気自動車に関しては直接売買契約をさせていただきたいということで、委託契約のほうからは1台分は抜いて委託料に計上は、ほかの事業費は計上しているところです。これはプロポーザル方式で入札ということで、今事業が2社、事業所が手挙げをしております。これからそれぞれの事業所から提案を聞いて、審査によって相手先、締結先を採択するというのは6月中に決定する予定となっております。

○議長（喜島孝行君）

質疑、ほかにございせんか。

○3番（壽山新太郎君）

最後に1点だけ。17ページの7款1目道路維持費の委託料120万、県道除草業務委託費の増なんですけど、これ、委託先と増額した理由まで教えてください。

○建設課長（辰島伸乃介君）

この増額分は県の委託金の増額によるものでございます。主に元気の出る公社と宇検村森林班のほうになります。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございせんか。

○7番（吉永常明君）

18ページ、消防費の中の負担金が今回1,300万上がってるんですけど、これなんかあったんですかね。

○総務課長（泉 清一郎君）

基本的には、消防費については当初予算で経費を組むことになっております。基本的に分駐所の分と本部の経費を組む予定になっていましたが、ちょっと精査したところ、本部経費がちょっと、お互いの中でのちょっと漏れといいますか、ちょっとそこがうまくいっていなかったために、精査したところ、本部経費が漏れていたということで、今回、2つの補正予算で計上させていただきたいと思います。

○7番（吉永常明君）

単なるミスということやね。

○議長（喜島孝行君）

質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本日の会議時間は4時までとなっておりますが、都合によって延長します。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号、令和7年度宇検村一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第28号、令和7年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第29号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第13、議案第29号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第29号について提案理由のご説明をいたします。

議案第29号は令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に925万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,666万7,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

予算とは直接関係ないですけど、旧診療所の解体工事がかなり当初よりかは遅れています。今後の進み具合で、いつぐらいに駐車場として使える見込みか、そこらへんの説明をお願いしますか。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。議員ご指摘のとおり、現在、解体工事のほうが遅れてます。主な要因としましては、アスベストの除去に関する作業なんですけれども、島内に1社しかないという状況で、現在、順番待ちをしていた関係で除去作業が随分遅れたということで、本当ですと、今月終了して来月ぐらゐから駐車場に入って9月に供用開始という目標でいたんですけれども、解体が完了するのが8月、それから駐車場の発注をしてとなると、やっぱり10月とか11月ぐらゐに供用開始というスケジュールになるのではないかなと判断しております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

○3番（壽山新太郎君）

関連してなんですけど、その診療所にあった発電機を、私一般質問で、消防と教育委員会のほうに移設するって聞いたんですけど、それも今からなんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

撤去のほうはもう済んでまして、港湾のほうに仮に置いております。この後、総務課のほうで、元気の出る館のほうの設置に向けての取り組みがあると承知しております。

○3番（壽山新太郎君）

その移設に伴う、なんか費用みたいのは、今回計上はしてない、次回補正でなんか組むんですか。費用掛かりますよね。

○総務課長（泉 清一郎君）

今保健福祉課からあったとおり、今ちょうど移設をしているところでありまして、予算については当初予算で計上させていただいているところであります。

○5番（肥後充浩君）

7ページの、給料が922万3,000円、全体で上がってますけども、これ、当初4名分で667万2,000円、今回何名分の給料なのか。それと、5月に2名の研修医を受け入れるっていう話を聞いていたんですけれども、その5月に2名の研修医が来たのかどうか、そこまでお願いします。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。職員の入れ替わり等、あと退職者が再任用になったりとか、あと事務職員が1名職員が増になったりとかいうことで、人件費のほうは増額させていただいております。研修医のほうに関してなんですけれども、5月に2週間ほど2名の鹿児島大学から学生が来ました。診療所での診察はもちろんのこと、福祉課のいろんな事業だったり、保育所を訪ねたり、学校を訪ねたり、また地域の行事に参加したりということで、研修を2週間させていただきました。また、来週月曜日からは

1名また研修に来る予定にしておりますので、皆さん見かけたら温かい言葉で声をかけていただけたらと思います。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

それでは、質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第29号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第30号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、議案第30号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第30号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第30号は、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に81万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,142万1,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第30号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 4時08分

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和7年6月18日

令和7年第2回宇検村議会定例会会議録

令和7年6月18日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

6番 杉浦 治俊 議員

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 辰 島 伸乃介 君
総 務 課 長 泉 清一郎 君	住民税務課長 小 松 洋 仁 君
保健福祉課長 松 井 学 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 古 島 敦 子 君	

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

会議を始める前に、本日は本会議終了後に現地視察の行程となっております。議員が活動服着用で出会していることをご了承ください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（喜島孝行君）

日程第1、一般質問を行います。

質問を許します。

6番、杉浦議員。

○6番（杉浦治俊君）

皆さん、おはようございます。質問の前に、一言所見を申し上げます。

早いもので、令和7年も半分近くが過ぎようとしております。世界では今なお戦争や紛争が続いており、飢餓や貧困に苦しんでいる人々が多くいます。また、ある国の大統領が世界中に相互関税を仕掛け、貿易戦争なるものが繰り広げられ、世界中が混乱しています。国益の大事さは分かりますが、もっと穏やかな方法で問題解決できないものか、世界中の指導者の皆さんに期待をしたいと思います。

また、我が国では米の価格が高騰し、問題になっていて、国のほうで備蓄米の放出により米が出回り、価格安定につながっているように見受けられます。今後、多くのまた、問題が出てくると思いますが、生産者、消費者のバランスのとれる政策等を期待したいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず、パイプハウスリース事業の利用状況、また、今後の見通しについて伺います。合わせて、村単独のパイプハウスの補助事業の利用状況、また、内容の見直し、この内容の見直しには補助金の引上げ等はどのように考えるかをお答えいただきたいと思います。

続いて、パッションフルーツの苗木生産組合、指導者がいることによってパッションフルーツの栽培が盛んになっていますが、前任者がいなくなり、今後の指導体制、また、今後の講習会等の予定を伺いたしたいと思います。

続いて、公共交通について、高齢者が多くなり、車の運転を控える方、免許返納をする方が多くなり、大変不便を強いられている状況になってきております。その対策として、公共ライドシェア事業の募集をしているが、その内容、また、昨日の補正予算の質疑の中でライドシェアの内容が少

し説明がございましたけど、もう少し詳しく伺いたいと思います。

あとは通告先にて質問をいたしたいと思います。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの杉浦議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、農政についての1点目の、地域の発展のためには一次産業の振興が大事だと考えるが、パイプハウスリース事業について、現在の利用状況、今後の見通しを伺う。また、村単補助事業のパイプハウスの利用状況、内容の見直し、補助金の引上げ等について伺うとのご質問ですが、まず、村単補助事業によるパイプハウスリース事業の実績につきましては、令和5年度において1件の利用にとどまっており、利用件数が少ない要因としては、制度自体の周知不足や農業経営の規模、内容との適合性が挙げられるものと認識しております。今後につきましては、農業委員会や関係機関を通じて制度の周知を図るとともに、実際のニーズを把握し、利用しやすい制度となるよう検討を進めてまいります。

また、小規模農業用施設導入事業につきましては、令和5年度において4件の申請があり、現行の要綱において、生産・出荷を目的とする野菜等の栽培に供する簡易パイプハウスを対象とし、上限面積を100㎡以下、補助対象経費及び補助率については、要綱策定時における見積もり金額の2分の1以内かつ補助限度額15万円以内としております。しかしながら、近年の資材価格や施工費の高騰により、従来の補助内容では実情に即した支援が難しくなっている状況にあるため、今後は、実勢価格を踏まえた制度内容の見直しや補助限度額の引上げ等についても、必要に応じて農業委員会、関係機関と協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のパッションフルーツの苗木生産について、12月議会での答弁は継続するとあったが、どうなっているのか。今後の講習会等の予定はとのご質問ですが、パッションフルーツの苗木生産につきましては、令和6年12月議会において継続するとのご答弁を行ったとおり、現在も生勝生産組合及び湯湾第2生産組合の2団体により、苗木の生産が行われております。苗木生産開始当初においては、生勝生産組合が中心となり、育成方法やウイルス対策等に関する講習会を実施しておりましたが、現在は、県農政普及課による巡回指導が主な技術支援の手段となっております。今後は、ハウス栽培農家に対しても苗木生産に関する講習を改めて実施していく予定としており、その一環として、6月13日には嵯原地区においてパッションフルーツの育苗講習会を開催し、種苗管理について情報共有を図りました。

次に、公共交通についての、高齢者が多くなり、車の運転を控える方、免許返納をする方が多くなり、大変不便を強いられている状況になってきたが、その対策として公共ライドシェア事業の募集をしているが、その内容はとのご質問ですが、国土交通省へ応募していた交通空白解消緊急対策事業が4月に採択され、新たな交通サービスとして公共ライドシェアを導入するため、実証運行にか

かる事業を展開することになりました。宇検村の公共交通は、タクシー事業者がなく、廃止代替路線バスが2系統ありますが、運行本数が少なく、交通空白地と位置づけられています。本事業は、宇検村が実施主体として、道路運送法第78条第2号に基づく自家用旅客有償運送、いわゆる公共ライドシェアを導入することで、交通空白の解消を図るとともに、持続可能な公共交通サービスを構築し、村民の移動手段の確保や外出の機会を創出することを目的としています。公共ライドシェアの導入に当たっては、村民のニーズの把握及び運行内容の検討を行いつつ、公共ライドシェアが交通空白解消の手段となるか検証を行うため、実証運行により始めてまいります。委託事業者を募集したところ、2社が応募してきたため、6月24日にプロポーザル審査を行い、委託事業者の選定後、需要調査、住民説明、A I 配車システムの構築、ドライバー募集、研修を行い、10月の実証運行を目指しております。明けて2月までの実証運行の分析を行い、翌年度の本格運行に向けた方向性を決定していく計画となっております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○6番（杉浦治俊君）

まず最初に、パイプハウスのリース事業について伺いたいと思います。この内容は、多分、毎月1万円の、年間12万円を7年間だったかな、ぐらいの支払いだと聞いておるんですが、これは結局、そのハウスを建てて、そのあと、そのまま支払いをするような方法でよろしかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。ハウスを建設した際に、一旦はその事業者にも村のほうから全額を支払います。で、その各農家からは、先ほど言われたとおり、月1万円ずつ、年間12万円を役場のほうにリース代として納めていただくような方法となっております。

○6番（杉浦治俊君）

すみません。大ききまでちょっとお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

パイプハウスは鹿児島県が奨励するK6N型というタイプで、大きさとしては幅が6m、長さが35mを標準としております。

○6番（杉浦治俊君）

先ほどの村長の答弁では、利用者がまだ1人だと答弁もらいましたけども、この1人しかいないというような要因はやはり、周知不足だということですかね。どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ハウスの導入につきましては、各農家から要望があり、以前は国の農業創出緊急支援事業、そういったものを通して、組合だとかそういったところを中心に申請を上げるという手続きを取っていましたが、それに、その事業にそぐわない方、小規模農家の方に対しては、村独自の補助金のほうで建ててもらえるという要望があったため、この要綱を制定しましたが、制定する前にも農業委

員の方から、こういった制度を村でつくるので、利用される方は手を挙げてくださいというところを周知しておりますが、現在のところは1件にとどまっているという状況です。

○6番（杉浦治俊君）

先ほどですね、議員控え室のほうで我々みんなで、鳥獣被害の話がたまたま話題に出たんですが、その中で、やはり、いろんな例があると。結局、その路地でやっている場合は、やっぱり、鳥獣の被害というのは相当なものになる。やはり、それを考えれば、やっぱり、ハウス導入というのは大きなメリットになるということです。是非、例えばそのリース事業で月々1万円払ってこれだけのものが作れるのであれば、やはり、やりたい方は結構いると思います。やはり、以前、組合方式で、3人かな、5人だったかな、くらい集まらないと、組合として認められずに、そういう事業が導入できないということだったんですが、そのときには多分、我々、お金、支払いは一括でしたような気もするけども、毎月の支払いで例えば月額1万円のできるのであれば、生産者の方、農家の皆さんに対しては良い話ではないかと思うので、是非ですね、やはり、もっともっと分かりやすく事業説明をして、やっぱり、周知をやっぱり、広めていただきたいと思います。やはり、村長も、施政方針の中でも、まあ、いろんなところで一次産業の振興というのはいっていますので、せっかくそう言うのであれば、やっぱり、細かいところまで手厚いサポートをしていただければ、やはり、地域の生産性も上がるんじゃないかと思うので、是非、この辺は周知のほうを徹底してお願いをしたいと思います。

合わせて、村単のパイプハウスリース事業、私、以前ですが、そういう良いのがあるんだっただけでいろいろ調べました。6mの、15mのパイプハウスの見積もりを取ったところ、だいたい資材費だけで約65万ぐらいします。65万ぐらいして、施工費は別です。施工費入れればもう100万近い金額になるので、とてもじゃないけども、そこまでして、なかなかハウスを導入して生産をするという気持ちにもなりませんので、先ほども村長の答弁からあったように、できれば補助率をもう少し上げてもらって、もう少し利用しやすい体制にしてもらえないのか。その辺は具体的にまだどう思うんですが、考えとしてはどれぐらいというふうに考えますか。是非。

○産業振興課長（柳 栄治君）

小規模のハウス導入事業につきましては、平成5年だったと思うんですが、農業委員からの要望があり、制度をつくったところではありますが、先ほど村長の答弁でもありましたとおり、4件の方が利用されています。この制定を、要綱を作るに当たり、業者のほうから見積もりを取ったところ、6mの、12mから20m規模のハウスで約30万という見積もりをいただいたので、それに対して約2分の1の15万を上限として制定しましたが、議員からの質問を受けたあと、業者のほうに改めて見積もりを取ったところ、33万が標準だということで回答をいただいております。また、今、言われたとおり、一応、簡易ハウスということで制定していますので、そういったそれ以上の規模のハウスを作る方は、先ほどのリース事業だとか、また、今後その小規模簡易ハウスにつきましても、物価が高騰し、建てるに当たり、事業費が増額となる場合はまた、検討していきたいというふうに考えて

おります。

○6番（杉浦治俊君）

パイプハウスには色々種類があろうかと思しますので、私が見積もり取ったハウスと産業振興課のほうで取られたのとは、中身が違うんだろうとは思いますが、どちらにしても、やはり、導入をするだけのメリット、メリットって言うかな、やはり、これだけだったらやっても良いなという金額ぐらいまでにはやはり、考えていただきたいなと思います。是非、よろしく願いをしたいなと思います。

続きまして、パッションフルーツの苗の生産についてなんですが、12月議会では継続をするというふうに答弁をいただきました。今回の質問の中でも、今度、新たに何か湯湾の生産組合みたいなのが何か、できたみたいな感じなんですが、その辺少し詳しく教えていただけますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨年度までは、苗木については、生勝の生産組合のほうのみで苗木を作っていたところですが、今回、農家からの要望もあり、以前、干拓の黒糖工場の後ろにあった村のハウスを移設して、湯湾の第二生産組合というところでも生産をしています。

○6番（杉浦治俊君）

去年と一昨年の苗木の販売した実績とか分かりますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

詳細な本数については、ちょっと手元に資料がありませんので、後ほど答弁いたします。

○6番（杉浦治俊君）

苗木の生産する方には大変ちょっと難しい話だと思うんですが、苗木の注文は役場のほうに何か予約をしてくださいということではしているんですが、やはり、飛び込みとかもあったりしているんじゃないかなと思ったりするんですが、やはり、最後にはその苗木がちょっと足りなくなっているような感じも見受けられますけども、その辺はやっぱり、しっかりと情報交換しながら、飛び込みで、苗木は横にはちゃんと出さずに、ちゃんと注文した方にちゃんと出してくれるような対策はやはり、とっていただかないといけないのかなと思います。第二生産組合もできれば、予約が確認してから、本数は最初につくるのか、もうその前でつくってくるのか分かりませんが、その第一と第二の組合の本数のバランスとかは、やはり、予約を取った後に振り分けするのかなのか、その辺ちょっと煮詰めてあればお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まず、先ほどの質問の令和6年度の販売本数は1,917本になります。現在、役場のほうで今年の分の注文を受付を開始しておりますが、まだ全体的な本数については、その注文本数を見ながら、生勝、そして、湯湾の第二で、それで足りない分に関してはほかの市町村からの買入れも念頭には入れております。

○6番（杉浦治俊君）

分かりました。苗木の本数は、やはり、生産者に不自由させないような数量の確保をお願いをしたいと思います。また、生産する方には、やっぱり、いらないのが出てきた場合にマイナスのリスクも出ますので、その辺も役場のほうから補填できるような体制とか考え方をしながら、やっぱり、サポートをしてもらえれば良いかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、これ、農政全般なんですけど、産業振興課、担当課と言ったほうが良いのかな。いろいろ講習会とかをしていただいているんですが、生産者の皆さんを一堂に集めての講習会は、たまに、タンカンの講習会というのはたまに放送で聞きますけども、そのタンカンも含めて、あと、パッションフルーツだとかマンゴーだとかいろいろあるんですが、そういったところまではあんまり聞こえていません。それと、個別指導の在り方、実際に各個人、各々の圃場を訪問して、その生産者の皆さんのいろんな悩み、悩み事の相談、それにいろんなことがある、情報交換とかあるんですが、そういうことをしていただければ、先ほどのパイプリースの内容もやっぱり、周知もしていきやすいと思うんですが、実際にその個別指導というか、そういうものはどれぐらいされているのか、もしデータがあれば教えていただけますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、タンカンとかそういったものに関しては、生産組合というか部会を通して講習を行っておりますが、パッションとかマンゴーにつきましては、農家数のこともあると思うんですが、大島全体で行われるときの講習会に参加していただくような声掛けはしております。また、実際のところ、先ほど議員からありましたとおり、苗木の育成に関しては、今後、今、二つの団体のみではなく、ハウスで栽培される方とか、また、崎原方面でも自分たちで苗木をつくりたいという方がいらっしゃったので、そういう方に関してはブランド確立、大島本島で今年から行う事業にて、指導員の方と一緒に巡回しながら講習会を行っているところではありますが、また、農家の方の声も聞きながら、そういった要望があれば回数を多くしながら、巡回だけではなく講習会等も今後、開催していければと考えております。

○6番（杉浦治俊君）

島の人にとってはちょっと人前で喋るのが苦手な人が多くてですね、特に農家の皆さんはほとんど高齢者が多いんですが、やはり、その他大勢の方が集まったところで、例えばそういう講習会の中で、自分の、例えば、パッションにしてもマンゴーにしても、こういう状況なんだけどどうなんですかって、なかなか手を挙げて聞きづらい人が多いんですよ。だから、それは、例えば大島全体であれば、その他大勢なので、地域も違ういろいろな条件も違うので一概には言えない、統一した問題にはならないと思いますので、できれば、せっかく産業振興課のほうに専門の方も何人かいると思うんですが、そういう方がですね、宇検村に、この方がマンゴーをつくって、この方がタンカンつくって、パッションつくっているってことは、だいたい把握されていると思うんですよ。ただ、そういう人たちにいきなり行っても、多分、畑にいないときのほうが多いと思うので、できれば前もって電話をして、何時頃行くけどいますかって、そのときに何か悩みありますかって、こういう症

状があるけどどうなんですかとか、こういうのは病気だから早めに手を打ったほうがいいですよとかいうことをやはり、指導をしてほしい。そういう、教えてほしいと。今、実際に生産者の方の中には、元々専門でやっていた方よりも、そろそろ定年、隠居生活に近くなってきたからやり始めたとか、そういう方が多くてですね、やはり、農産物の病気だとか、そういったものに対して無知な方が多いんですよ。だから、そういった人たちのために細かい指導、コミュニケーションを取りながら指導して、生産性を上げるためには、やはり、産業振興課の担当職員がちょっと大変だろうけども、もう少しまめに、その圃場を通してですね、やはり、コミュニケーションをとって話をすると。やっぱり、ものすごい大事なことだと思います。今、例えば農機具を買いたいとかいう話があっても、こういう補助制度がある、こういう申請すればできますよとかっていう情報も、やはり、こちらから出向いていかなくても、担当職員が行けば、やっぱり、情報をそこで提供していけば、もっともっとお互い良いものができるんじゃないかと思うんですが、その辺のそういう指導体制をもうちょっとしっかりとってほしいんですが、その辺は、村長、どのように考えますか。

○村長（元山公知君）

これまでもその巡回に関しては、いろいろと皆様からのご要望とか、また、ご指摘とかあって、いろいろ改善してきたところであります。また、今、議員がおっしゃるように、やはり、農家との信頼性というのが一番大事だと思いますので、またしっかりと、先ほど言った、いついつ回るといいうのを事前に連絡しながら回っていくような体制がまた、できれば良いのかなと思いますので、またそこは、しっかりと庁内で協議して、そのようにまた、進めていきたいと思っております。

○6番（杉浦治俊君）

生産者の方々とたまにお互いの圃場を行き来しながら話することがあるんですが、役場の担当職員見たことないし、1回も来てくれたことないってよく話聞くんですよ。実際に多分、それぐらい、例えば、圃場を回ったりとかして、生産者の方とコミュニケーションとっているというのがどれぐらいあるのか、課長は把握しておりますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

細かく月に何回回ったという集計は取っておりませんが、農家から電話があったりだとか、そういったところ、相談がある場合には必ず現地のほうに行って、農家の方の声を聞いて相談を受けているところでありますが、外勤簿のほうで何回農家を巡回しているとか、そういったところも残しておりますし、本年度から農政系のほうを、去年まで2名だったところを3名にして、そこに力を入れておりますので、また、そういった声は私どもに聞かせていただいて、必要であればすぐ対応できるような形で、農家の方との信頼関係を構築していきたいと考えております。

○6番（杉浦治俊君）

是非、そのように実現をしていただきたいと思います。担当職員だからといって、例えば農産物の病気だとかいろんなものに対して、そこまで詳しいとは我々も思っていないんですが、やはり、農家の皆さんからこういうときはどうすれば良いんですかという質問があったときに、分からなけれ

ばですね、やっぱり、そういうところを聞いたりとか調べることはたくさんできると思いますので、そういうものをまた、改めて生産者に伝えてくれれば良いのかなと。100%じゃないけど、ある程度、職員に対して何もかも求めているわけじゃありませんので、やはり、コミュニケーションを図っていろいろすることが大事だと思います。一生懸命つくっている人は、自分のやつを見てほしいというのもあるし、悩みを聞いてほしいというのもあるし、やはり、その辺は、例えば補助金を出したから良いでしょう、これをそういうふうにしたから良いでしょうじゃなくてですね、やはり、せっかくするんだったら、お互い様のことでですので、やはり、そういう、まあ言えば、最後までという言い方はちょっと変だけど、できるところまでのはやっぱり、サポートはやっぱり、考えていってほしいなと思いますので、是非、例えば宇検村たった14集落しかありませんし、農家さんもそんなたくさんいるわけじゃありませんので、農家さんの電話番号を確認して、何時頃だったらいいますかとか、やっぱり、そういうふうに、やっぱり、お互いにやっぱり、しないと、行っても誰もいなかったというような状況になって、結局来ないっていう話になりますので、やっぱり、そういうふうにならないように、是非、個別指導、そういうこともしっかりと対応していただきたいなと思います。課長、もう少し具体的なのがあれば、また後で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、公共交通のライドシェアについてちょっとお尋ねします。昨日の補正予算の中身で、大雑把に質問、答えが出てきたみたいなんですが、やっぱり、人を車に乗せて移動するということには、いろんなやっぱり、大変なリスクがあるということで、いろんな、慎重になっていろいろやっているのは分かりました。私はですね、もうちょっと簡単に考えて、まあ言えば、個人が申請をして、自分の車を利用して、そういうふうに、そういう事業ができるという認識してたんですが、今、昨日の話を聞けば、そういうふうにはなっていないようなので、これは事業主体は役場なのか、プロポーザル方式で受託を受けた業者が全責任を負うのか、その辺はいかがですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

これは宇検村が主体となって構築していく部分ですので、責任の所在というのは村のほうになります。議員がおっしゃったように、個人が登録をして、その自家用車を運送に使うという、その方式ももちろん取り入れる予定になっております。運転手が登録をしていただいて、軽トラとかちょっと乗用車じゃない方も登録ができるように、各校区に1台共有できる車を配置するんですけども、ご自分が運転し慣れた車で登録するということももちろん可能で、村内で20名から30名登録していただければ、それぞれの生活のスタイルに合わせた、ニーズに対応できる運転手、交通手段が確保できるものと想定しています。

○6番（杉浦治俊君）

例えばですね、昨日の補正予算の中身での話では、事業所がという話だったんですが、今の話で聞けば、個人でもできるということですよ。個人がした場合に、例えばどういう資格を取らなきゃいけないとか、どういう体制をしなきゃいけないとか、こういうものは、今は実証実験をするた

めに事業所を何か募集しているみたいなんですけど、やはり、それが終わった後には、やはり、個人でやりたいって方がいたときには、やはり、そういう人たちにもはっきり分かるような募集とかかけるわけですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

今、プロポーザルで募集しているその事業所というのは、住民の声を聞いたり、料金を設定したり、で、登録希望される方の講習を行ったりという、そういう実証運行に係る部分のお手伝いをしてくれるところの募集ということになります。実際に運行するのは、宇検村が主体となって、登録してくださった一般の村民の方々が運行するという形になるので、その中で、今から料金設定であったりとか、登録されている方々の報酬であったりとかというのは、実証運行の中できちんと構築していく予定となっております。

○6番（杉浦治俊君）

実証実験にしている段階では多くの制約があるような感じに見受けられたんですが、もし個人で申し込みをして、もし許可が下りた場合、これはもう平たく言ったらタクシーと同じ感覚の営業で良いということですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

そうですね。宇検村は、タクシー事業所、また、バスとか競合する事業者がないので、宇検村なりの設定の料金設定ができるかと思います。今、しまバス、2系統あるんですけども、赤字路線ということで、赤字を補填するための補助を出しているんですけども、それに代わって村内の自家用有償運送というのが出来上がったときには、村が補助をしながら、どういう雇用体制になるかというのも含めて、この1年間で検討していければと思っています。

○6番（杉浦治俊君）

その実証実験は別にして、個人事業所に移っていったときの詳細というのは、まだ細かく決まっているわけじゃないんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この運行主体は、今、想定しているのは、宇検村が主体となって、宇検村に登録をしてくださったその運転手の方々が運行するという、そういう想定で、どこかの事業所にこの運行主体を委託するということは、今のところは想定してはいないんですけども、例えば福祉協議会であったりとか、そういう団体に委託するというのが可能であるパターンももちろんくはないんですが、宇検村主体でやる方向で検討しながら、そのときのニーズに合わせて、その状況に合わせて、主体が変わる可能性もあるかもしれないですけども、実証運行しながらいろいろ検討できればと思っています。

○6番（杉浦治俊君）

平たく言えば、個人タクシー感覚でもう大丈夫ということですよ。

○企画観光課長（辰島月美君）

今までは2種免許がないと運行ができないという部分が、交通空白地帯を全国でなくすという国の制度もあり、普通免許を持っていたら個人の自家用車でも人を乗せることができるという、そういう制度になったので、宇検村ならではの交通、地域交通というのを確立していきたいと思っております。

○6番（杉浦治俊君）

先ほどバスの話が出て、補助金の話が出たんですが、もしそれが、その事業がスタートした場合には、今のそのバスへの補助金とかはどういうふうに考えているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この交通協議会のほうにはしまバスさんも参入しておりまして、自家用有償運送をするのにもご協力をいただいております。しまバスさんとして協力できる部分はするということで、自家用有償運送のみの移動手段というのが確立すれば、バスというのの利用が少なくなることも想定されますので、そこはしまバスさんとも良い方法をとれるように協議をしながら、村外に出る場合を利用するのか、もしくは村外に出るのも自家用有償運送がかなうのかという部分も併せて検討していければと思っています。

○6番（杉浦治俊君）

あるところからバス路線がなくなるという話も聞いて、どうするという話も聞いております。結局、確かにバス会社のほうも補助金に頼ってしか運営できてなくて大変だと分かりますけど、ある程度の時間帯以外は、もう多分、バス会社には悪いんですが、ほとんどお客さんも乗っていないで、なくても良いんだろーと思います。しかし、朝の通学バスで夕方の学生が帰ってくるバスというのはやはり、なくてはいけないんだろーと思いますが、その辺もどのように考えるのか。やはり、その辺まで考えて、そのライドシェアの問題はやっぱり、考えていかないと、ただ昼間の運行状況だけ見て、ライドシェアすれば良いという話でもなくて、朝の通学、高校生が、例えば何人乗っているかちょっと分かりませんが、やはり、朝、だいたい6時45分ぐらいにバスが出るんですけど、それで高校生がやっぱり、何名か乗っています。やっぱり、それもやっぱり、大事なことで、その辺はやっぱり、どのように、まあまあ、これから先のことだと思うんですが、一応考えているのであれば、どのように対応するのか、ちょっと考えがあればお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

この自家用有償運送も定期で回すパターンも想定をしております。今、一番利用されているのが高校生の通学という部分ですので、それがこちらの自家用有償運送で新村まで直接移動手段として使っていただくほうが良いのか、もしくは1便だけはしまバスさんに運行してもらったほうが良いのかということも含めて、今後、検討していきたいと思っております。しまバスさんにしても車両不足で運転者不足という、そういうこともありますので、どちらの方法が良いのかということも、公共交通を担っていただいているしまバスさんにも相談をしながら、一番良いパターンという、利用がしやすいという部分も含めて検討できればと思っています。

○6番（杉浦治俊君）

例えばライドシェアで個人事業、今、その実証実験が終わって、一般的に運用される事態になったときに、例えば料金設定も今からだと思うんですが、今までバスに対する補助金も出ていますんで、そのバスに対する補助金を、例えば自分で有償で運行される方に、その中からやっぱり、その料金の補助金みたいのが出るようなことは考えていますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

利用料に関しましては、普通、ライドシェアのほうが一般的な公共交通よりも安く設定する地域のほうが多いようです。今、高齢者の方々には無料バスで利用していただいていますし、小・中学生、そして、高校生にも定期券は無料であるということで行っているんで、そういう部分はできるだけ維持できるような方法をとっていければと思います。交通に関する部分だけではなく、これが生活がしやすいという、豊かな暮らしにつながる部分では、福祉、そしてまた、医療、そして、買い物支援という部分にもつながっていくので、この移動手段というのを充実させるということはとても大きな施策だと考えておりますので、一番良いパターン、また、村民の声をしっかりと聞きながら反映させていくような施策をとっていくように頑張っていきたいと思っています。

○6番（杉浦治俊君）

宇検村内ではですね、湯湾のほうまで来れば、何だっけな、今、電動車が湯湾の集落内近辺の公共の場所とかにぐるぐる回っていて、やはり、例えば宇検とか屋鈍とか、あの辺からいらっしゃる方にはだいぶ楽になっているんだと思うんですが、そのライドシェアの場合なんかも、例えばライドシェアじゃなくて、バスで名瀬に行った人、名瀬に行った人は、今度は名瀬で一つの用事を済まして、買い物して、あっち行ってこっち行ってと言ったとき、みんな全部歩かないといけなとか、タクシー使わないといけなというのがやっぱり、あるので、やはり、その辺なんかもやはり、十分加味して、例えば宇検村から今日は名瀬の病院に行きたいと予約をした。で、そういったときに、何だろうな、そういうふうにもうちょっと融通が利くような体制とかも、それはその運転手をする方との相談にもなるかもしれないけど、その規約の中にそういうこともやっぱり書き入れてもらって、やはり、十分高齢者に対する配慮をもう少しやっぱり、ちゃんと考えた規約をつくったりとかして、運用をしていただきたいなと思います。その辺いかがですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

もちろん、名瀬までも直接行くその路線というのはすごく必要だと思っています。今、ボランティアであつたりとかご近所さんをお願いをして、名瀬まで連れて行ってもらって病院にかかって、そして、お買い物をして帰ってくるという、そういうパターンもかなり多くあるかと思いますけれども、その拘束時間も含めた料金設定、そして、乗り合いタクシーのような利用しやすい、次はこちらに行ってこちらに行ってという、そういう部分も利用しやすいような、そういうニーズに対応できるような、はい、制度にしていければと思っています。

○6番（杉浦治俊君）

しっかりと十分といろいろ考えて準備しているようですので、大いに期待をしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

少し時間は早いようですけれども、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。

○議長（喜島孝行君）

これで6番、杉浦議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前10時14分

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和7年6月19日

令和 7 年第 2 回宇検村議会定例会会議録
令和 7 年 6 月 19 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第 31号 宇検村辺地総合整備計画の一部変更について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 32号 宇検村税条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 33号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 34号 定住促進条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 35号 納品売買契約について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 36号 工事請負契約について (6災第436号 道路災害復旧工事 (湯湾
大棚線)) (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 37号 工事請負契約について (6災第437号 道路災害復旧工事 (宇検
船越線)) (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 38号 工事請負契約について (湯湾港港湾メンテナンス工事 R6線))
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 同意第 1 号 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 陳情第 1 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制
度の負担率の引き上げをはかるための2026年度政府予算に係る
意見書採択の陳情について (委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第 11 発議第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制
度の負担率の引き上げに係る意見書採択について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 12 陳情第 2 号 「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情
について (委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第 13 発議第 3 号 「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議員派遣の件について
- 日程第 15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 閉会の宣言

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 辰 島 伸乃介 君
総 務 課 長 泉 清一郎 君	住民税務課長 小 松 洋 仁 君
保健福祉課長 松 井 学 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 古 島 敦 子 君	

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第31号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について

○議長（喜島孝行君）

日程第1、議案第31号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第31号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第31号は、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてですが、計画の内容を一部変更するため辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

農林漁業経営近代化施設のところですけれども、当初、1億300万の計画がされておりましたけれども、これが今回300万に計画が変更されているということで、どういうことを想定をして、1億超える額を計画したのかお伺いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

この辺地の協議なんですけれども、事業ごと、そしてまた全体額という部分で、辺地は事業全体100%充当できる事業債ですので、変更のためにこの協議にかけていただくことになっておりますが、この内容の協議変更の部分の書類を手持ちが今ないもんですから、後からまたご報告させていただきたいと思います。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第31号、宇検辺地総合整備計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第32号 宇検村税条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第2、議案第32号、宇検村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第32号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第32号は、宇検村税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法の一部改正により条例を改正するもので議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号、宇検村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第32号、宇検村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第33号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第3、議案第33号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第33号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第33号は、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険法の一部改正により条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第33号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第34号 宇検村定住促進条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第4、議案第34号、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第34号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第34号は、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例についてですが、宇検村定住促進条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

この宇検村定住促進条例の第4条というのは、助成金等の交付を受けることができるものということで、例えばですね、新築住宅の助成金、そして中古住宅購入の助成金、そして住宅改修費助成金等ですね、こういったものが上げられます。これで、この第4条の第2項を削るということで、第2項というのは第1号から第5号までの助成金等は、村職員には交付しないというものでした。ものです。今回、なぜこれを削除したのかお伺いします。

○総務課長（泉 清一郎君）

お答えします。これは定住促進という定住促進条例についてですけれども、この経緯について、私のほうから説明させていただきます。役場では課長会を毎週月曜日にやっていますが、その中で、その課長会の中で、定住促進条例の4条の、先ほど議員からもありましたけれども、6号から11号については、村職員は対象になるんですけれども、その申請があまりちょっと上がってこないという話が、話題があって、その理由については、この第2項が原因なのではないかということで意見がありました。そこで、村長のほうからもっと深く審議するように指示があり、これも一昨日ですね、副村長からもありましたけれども、宇検村業務執行管理調整会議というのが、毎月5日をめどに

開催されてまして、ここで協議することになりました。この中で、定住目的という条例なのに、村職員を外すということと、もっといろいろ議論の中で、憲法の14条、そして地方公務員法の第13条、ここには平等取り扱いの原則があつて、全ての国民は平等である、その社会的地位については差別を受けないという文言があるというところで、この条例が憲法だったり、法律をちょっと超えてしまっていると、ちょっと問題になるのではないかとということで、ちょっと今回、これまでの経緯を見て、近隣市町村もいくつかそういったものがあつたという情報があつたんですけども、最近になってその条文は、やっぱりほかの市町村も見直されていまして、宇検村においても、これだけ職員の募集をかけても、なかなか募集に人が集まらないという中で、この文言があるのはよくないのではないかとということで、今回議案として提案させていただきました。

○1番（川上真理君）

ありがとうございます。私もですね、村職員も一村民であるわけですから、助成金を同等に受ける権利はあつて当然だというふうに思います。今までがやっぱり差別的な取り扱いだったのではないかなという思いで発言をしました。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第34号、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第35号 物品売買契約について

○議長（喜島孝行君）

日程第5、議案第35号、物品売買契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第35号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第35号は、物品売買契約についてですが、木材破砕機を購入することについて、大島郡龍郷町中勝1409番地1、キャタピラー九州株式会社所長、猪口智明氏と契約するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

契約期間はいつからいつまでですか。どれぐらいに、もし分かれば納入とか、そういったのができるのか、その辺は分かってないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

業者からの見積り期限の中で、納入期限は4カ月というふうになっておりますが、工期としては12月末を契約内容のほうに取り組んでおります。諸事情があつて数カ月遅れることも考えられるということで、そのような工期に設定しております。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、物品売買契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第35号、物品売買契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第36号 工事請負契約（6災第436号 道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について

○議長（喜島孝行君）

日程第6、議案第36号、工事請負契約（6災第436号 道路災害復旧工事（湯湾大柵線））についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第36号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第36号は、工事請負契約についてですが、6災第436号 道路災害復旧工事（湯湾大柵線）について、工事は指名競争入札の結果、宇検村湯湾1086番地1、大友・大松特定建設工事共同企業体、代表者大友満輝氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、工事請負契約（6災第436号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第36号、工事請負契約（6災第436号 道路災害復旧工事（湯湾大柵線））については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第37号、工事請負契約（6災第437号 道路災害復旧工事（宇検船越線））について

○議長（喜島孝行君）

日程第7、議案第37号、工事請負契約（6災第437号 道路災害復旧工事（宇検船越線））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第37号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第37号は、工事請負契約についてですが、6災第437号 道路災害復旧工事（宇検船越線）について、工事は指名競争入札の結果、宇検村湯湾2937番地57、中村・田畑特定建設工事共同企業体、代表者中村真典氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号、工事請負契約（6災第437号 道路災害復旧工事（宇検船越線））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第37号、工事請負契約（6災第437号 道路災害復旧工事（宇検船越線））については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第38号 工事請負契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R6線）について

○議長（喜島孝行君）

日程第8、議案第38号、工事請負契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R6線）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第38号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第38号は、工事請負契約についてですが、湯湾港港湾メンテナンス工事R6線について、工事は指名競争入札の結果、宇検村湯湾1086番地1、株式会社大友組、代表取締役大友満輝氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

こてから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

この工事は、多分須古方面の工事だと思うんですけど、ここ3年ぐらい続いているんだけど、今回でもう最終の工事なんでしょう。

○建設課長（辰島伸乃介君）

当初は、今これ6年度繰越工事になりますが、当初は7年度までが工事期間でございましたけれども、今年の3月ですかね、国のほうから令和10年度まで伸ばしてもかまわないということでしたので、そのまま10年度まで続けたいというふうに思っております。

○7番（吉永常明君）

今ちょうど須古の湾というか、船をおさめている側は、未工事になっているんだけど、あれ以外にもどこかやっていくということですかね。

○建設課長（辰島伸乃介君）

昨年度終わった分で、今止めていますけれども、その今年は工事に入ります。そしてそのあとエプロン舗装、岸壁のエプロン舗装に入りまして、その後、電気防蝕、そして被覆防蝕というのが残っております。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号、工事請負契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R6線）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第38号、工事請負契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R6線）については、原案のとおり可決されました。

先ほどの件で、企画観光課長より説明がございます。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほどご質問のあった辺地債の関係での、川上議員の質問にお答えします。

変更があったのが、全体事業費はほとんど変わっていないんですけれども、この5年間で施設の事業費という部分の事業が変わってきております。学校給食施設のほうが、今計画がもう進んでおる関係で、質問のあった農林漁業経営近代化施設、こちらは堆肥センターの施設になるんですけれども、そちらの計画がなくなって、事業費が減になっているということになっております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

△ 日程第9 同意第1号 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（喜島孝行君）

日程第9、同意第1号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第1号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第1号は、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、宇検村須古426番地1、重山豊親氏を宇検村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

したがって、同意第1号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

△ 日程第10 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（喜島孝行君）

日程第10、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、議会規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。
これから、これから、討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について採決いたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。
したがって、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

△ 日程第11 発議第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書採択について

○議長（喜島孝行君）

日程第11、発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書採択についてを議題とします。
なお、本件については、趣旨説明は省略したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。
したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。
これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書採択についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書採択については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 陳情第2号 「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

○議長（喜島孝行君）

日程第12、陳情第2号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、議会規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

したがって、陳情第2号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

△ 日程第13 発議第3号 「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択について

○議長（喜島孝行君）

日程第13、発議第3号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択についてを議題とします。

なお、本件についての趣旨説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択についてを採

決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

発議第3号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議員派遣の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

△ 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長

宇検村議会議員

宇検村議会議員